

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前

欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

送 出 線

附則別表第1 (附則第3条関係)

第1 対象設備に係る設備区分

対 象 設 備	設 備 区 分	設 備 区 分	
		メタルケーブル	【略】
端末系伝送路設備 (加入者側終端装置及び <u>端末系交換等設備</u> との間に設置される伝送装置等を除く。)	【略】	【略】	加入者側終端装置～ <u>メタル回線収容装置間</u> (き線点遠隔収容装置を經由しない場合に限る。) に設置するもの
	加入系光ケーブル	き線点遠隔収容装置～ <u>メタル回線収容装置間</u> に設置するもの	
	加入系電柱	加入者側終端装置～ <u>メタル回線収容装置間</u> に設置するもの	
	加入系管路	加入者側終端装置～ <u>メタル回線収容装置間</u> に設置するもの	
	加入系中口径管路	加入者側終端装置～ <u>メタル回線収容装置間</u> に設置するもの	
	加入系共同溝	加入者側終端装置～ <u>メタル回線収容装置間</u> に設置するもの	
	加入系とう道	加入者側終端装置～ <u>メタル回線収容装置間</u> に設置するもの	
	電線共同溝	加入者側終端装置～ <u>メタル回線収容装置間</u> に設置するもの	
	自治体管路	加入者側終端装置～ <u>メタル回線収容装置間</u> に設置するもの	
	情報ボックス	加入者側終端装置～ <u>メタル</u> もの	

送 出 線

附則別表第1 (附則第3条関係)

第1 対象設備に係る設備区分

対 象 設 備	設 備 区 分	設 備 区 分	
		メタルケーブル	【同左】
端末系伝送路設備 (加入者側終端装置及び <u>端末系交換等設備</u> との間に設置される伝送装置等を除く。)	【同左】	【同左】	加入者側終端装置～ <u>収容ル一タ間</u> (き線点遠隔収容装置を經由しない場合に限る。) に設置するもの
	加入系光ケーブル	き線点遠隔収容装置～ <u>収容ル一タ間</u> に設置するもの	
	加入系電柱	加入者側終端装置～ <u>収容ル一タ間</u> に設置するもの	
	加入系管路	加入者側終端装置～ <u>収容ル一タ間</u> に設置するもの	
	加入系中口径管路	加入者側終端装置～ <u>収容ル一タ間</u> に設置するもの	
	加入系共同溝	加入者側終端装置～ <u>収容ル一タ間</u> に設置するもの	
	加入系とう道	加入者側終端装置～ <u>収容ル一タ間</u> に設置するもの	
	電線共同溝	加入者側終端装置～ <u>収容ル一タ間</u> に設置するもの	
	自治体管路	加入者側終端装置～ <u>収容ル一タ間</u> に設置するもの	
	情報ボックス	加入者側終端装置～ <u>収容ル</u>	

	<p>総合デジタル通信局内回線 終端装置</p> <p>回線収容装置間に設置するもの</p> <p>【略】</p> <p>き線点遠隔収容装置～<u>メタル回線収容装置</u>間に設置するもの</p> <p>加入者側終端装置～<u>メタル回線収容装置</u>間（き線点遠隔収容装置を経由しない場合に限る。）に設置するもの</p>
メタル回線収容装置等（端末系伝送路設備との間に設置される伝送装置等を含む。）	<p>【略】</p> <p>メタル回線収容装置</p> <p>収容局に設置するもの（<u>アナログ局内回線収容部</u>及び<u>総合デジタル通信局内回線終端装置</u>を除く。）</p> <p>メタル回線収容装置用レイヤ2スイッチ（以下「メタル回線収容装置用L2SW」という。）</p> <p>収容局に設置するもの</p>
メタル回線収容装置等	<p>【略】</p> <p>アナログ局内回線収容部</p> <p>【略】</p> <p>き線点遠隔収容装置～<u>メタル回線収容装置</u>間に設置するもの</p> <p>加入者側終端装置～<u>メタル</u></p>

	<p>一タ間に設置するもの</p> <p>【同左】</p> <p>き線点遠隔収容装置～<u>収容ルータ</u>間に設置するもの</p> <p>加入者側終端装置～<u>収容ルータ</u>間（き線点遠隔収容装置を経由しない場合に限る。）に設置するもの</p>
収容ルータ（端末系伝送路設備との間に設置される伝送装置等を含む。）	<p>【同左】</p> <p>音声収容装置</p> <p>収容局に設置するもの（<u>アナログ局内回線収容部</u>を除く。）</p> <p>収容局に設置するもの</p> <p>音声収容装置用レイヤ2スイッチ（以下「音声収容装置用L2SW」という。）</p> <p>コア局に設置するもの</p> <p>コールサーバ（以下「CS」という。）</p> <p>総合デジタル通信回線収容交換機</p> <p>総合デジタル通信回線収容交換機用データベース（以下「総合デジタル通信回線収容交換機用DB」という。）</p> <p>【同左】</p>
収容ルータに係る設備	<p>【同左】</p> <p>アナログ局内回線収容部</p> <p>【同左】</p> <p>き線点遠隔収容装置～<u>収容ルータ</u>間に設置するもの</p> <p>加入者側終端装置～<u>収容ル</u></p>

		回線収容装置間（き線点遠隔収容装置を経由しない場合に限る。）に設置するもの
	【略】	
	主配線盤	メタル回線収容装置等に属する部分に限る。
	光ケーブル成端架	メタル回線収容装置等に属する部分に限る。
専門系ルータ以外の共用コ		
ルータ	【略】 コア局用レイヤ2スイッチ（以下「コア局用L2SW」という。）	コア局に設置するもの
	光ケーブル成端架	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
	伝送装置	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
	中間中継伝送装置	【略】
	中継系光ケーブル	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
	海底光ケーブル	【略】
		音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの

		一タ間（き線点遠隔収容装置を経由しない場合に限る。）に設置するもの
	【同左】	
	主配線盤	収容ルータに属する部分に限る。
	光ケーブル成端架	収容ルータに属する部分に限る。
共用コアルータ		
	【同左】 コア局用レイヤ2スイッチ（以下「コア局用L2SW」という。）	コア局に設置するもの
	メデアアゲートウエイ（以下「MGW」という。）	コア局に設置するもの
	メデアアゲートウエイコントローラ（MGWを制御する装置。以下「MGC」という。）	コア局に設置するもの
	光ケーブル成端架	収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
	伝送装置	収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
	中間中継伝送装置	【同左】
	中継系光ケーブル	収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
	海底光ケーブル	【同左】
		収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの

海底中間中継伝送装置	[略]
	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
無線伝送装置	[略]
	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
インタフェース変換装置	[略]
	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
無線アンテナ	[略]
	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
無線鉄塔	[略]
	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
衛星通信設備	[略]
	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
中継系電柱	[略]
	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
中継系管路	[略]
	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
中継系中口径管路	[略]
	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの

海底中間中継伝送装置	[同左]
	収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
無線伝送装置	[同左]
	収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
インタフェース変換装置	[同左]
	収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
無線アンテナ	[同左]
	収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
無線鉄塔	[同左]
	収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
衛星通信設備	[同左]
	収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
中継系電柱	[同左]
	収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
中継系管路	[同左]
	収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
中継系中口径管路	[同左]
	収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの

SIPサーバ	中継系共同溝	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
	中継系とう道	音声収容ルータ又は共用コアルータ間に設置するもの	音声収容ルータ又は共用コアルータ間に設置するもの
閉門系ルータ	閉門系ルータ	相互接続局に設置するもの	相互接続局に設置するもの
セッションボードコントローラ	セッションボードコントローラ (以下「SBC」という。)	相互接続局に設置するもの	相互接続局に設置するもの
ENUMサーバ	ENUMサーバ	相互接続局に設置するもの	相互接続局に設置するもの
IP電話用DNSサーバ	DNSサーバ	相互接続局に設置するもの	相互接続局に設置するもの

第2 附属設備等に係る設備等区分

附属設備等	設備等区分
[略]	
無形固定資産 (ソフトウェアを除く。)	無形固定資産 (ソフトウェアを除く。)

附則別表第2 (附則第3条関係) 正味固定資産価額算定方法

[略]

設備区分	算定方法
音声収容ルータ	1 音声収容ルータの設置基準 収容局であつて、収容回線に光地域IP回線が含まれないもの又はコア局との間の伝送 (離島設備の適用区間に限る。) を無線伝送装置又は衛星通信設備により行うもの (以下「離島局」という。) には、音声収容ルータを設置する。 2 設備量の算定 (1) 音声収容ルータ設置局ごとに、次のアからウまでにより求めたユニット数のうち最大のものを当該局の音声収容ルータユニット数とする。

SIPサーバ	中継系共同溝	収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの	収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
	中継系とう道	音声収容ルータ又は共用コアルータ間に設置するもの	音声収容ルータ又は共用コアルータ間に設置するもの
閉門系ルータ	閉門系ルータ	相互接続局に設置するもの	相互接続局に設置するもの
セッションボードコントローラ	セッションボードコントローラ (以下「SBC」という。)	相互接続局に設置するもの	相互接続局に設置するもの
ENUMサーバ	ENUMサーバ	相互接続局に設置するもの	相互接続局に設置するもの
IP電話用DNSサーバ	DNSサーバ	相互接続局に設置するもの	相互接続局に設置するもの

第2 附属設備等に係る設備等区分

附属設備等	設備等区分
[同左]	
無形固定資産 (ソフトウェアを除く。)	無形固定資産

附則別表第2 (附則第3条関係) 正味固定資産価額算定方法

[同左]

設備区分	算定方法
音声収容ルータ	1 音声収容ルータの設置基準 収容局であつて、収容回線に光地域IP回線が含まれないもの又はコア局との間の伝送 (離島設備の適用区間に限る。) を無線伝送装置又は衛星通信設備により行うものには、音声収容ルータを設置する。 2 設備量の算定 (1) [同左]

ア マルチ回線収容装置用L2SW対向1Gポート数、OL
T（光回線終端装置をいう。以下同じ。）対向1Gポート
数（当該局が離島局の場合に限る。）、ADSL地域IP
1Gポート数及び音声収容ルータPTN（パケット伝送装
置をいう。以下同じ。）対向1Gポート数の合計を音声収
容ルータインタフェース数とし、これを音声収容ルータ1
ユニット当たり最大インタフェース数で除したも（1に
満たない端数は、切り上げるものとする。）

イ アナログ電話、総合デジタル通信サービ
ス、ADSL地域IPサービ
ス、光IP電話及び光地域IPサービ
ス（当該局が離島局の場合に限る。）の最
大帯域の合計を音声収容ルータの最
大帯域とし、これを音声収容ルータ1
ユニット当たり最大処理最
大帯域で除したも（1に満たない端
数は、切り上げるものとする。）

ウ アナログ電話、総合デジタル通信サービ
ス、ADSL地域IPサービ
ス、光IP電話及び光地域IPサービ
ス（当該局が離島局の場合に限る。）の最
大帯域の合計を音声収容ルータの最
大帯域とし、これを音声収容ルータ1
ユニット当たり最大処理最
大帯域で除したも（1に満たない端
数は、切り上げるものとする。）

(2) (1)の音声収容ルータユニット数に音声収容ルータ冗長化係
数乗じたものを当該局の冗長化後音声収容ルータユニット
数とし、データ系サービ
スに係るもの（QoS制御係数を加
味した最
大帯域比により算定するものとする。）及び光I
P電話に係るもの（最
大帯域比により算定するものとする
。）を控除したものを当該局のマルチIP音声系冗長化後音
声収容ルータユニット数とする。

(3) (1)アの音声収容ルータPTN対向1Gポート数からデータ
系サービ
スに係るもの（QoS制御係数を加味した最
大帯域比により算定するものとする。）及び光IP電話に係るも
の（最
大帯域比により算定するものとする。）を控除した
ものを当該局のマルチIP音声系音声収容ルータPTN対向
1Gポート数とする。

ア 音声1Gポート数、ADSL地域IP1Gポート数及び
音声収容ルータPTN（パケット伝送装置をいう。以下同
じ。）対向1Gポート数の合計を音声収容ルータ収容率で
除したも（1に満たない端数は、切り上げるものとする
。）を音声収容ルータインタフェース数とし、これを音声
収容ルータ1ユニット当たり最大インタフェース数で除し
たも（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）

イ アナログ電話及び総合デジタル通信サービ
スの最
大帯域（最
大帯域に1接続当たり音声帯域及び音声パケ
ット優先係数を乗じたものをいう。以下同じ。）並びにA
DSL地域IPサービ
スの最
大帯域の合計を音声収容ルータの最
大帯域とし、これを音声収容ルータ1
ユニット当たり最大処理最
大帯域で除したも（1に満たない端
数は、切り上げるものとする。）

ウ アナログ電話及び総合デジタル通信サービ
スの最
大帯域（最
大帯域に1接続1秒当たり音声パケ
ット数及び音声パケ
ット優先係数を乗じたものをいう。以下
同じ。）並びにADSL地域IPサービ
スの最
大帯域の合計を音声収容ルータの最
大帯域とし、これを音声収容ルータ1
ユニット当たり最大処理最
大帯域で除したも（1に満たない端
数は、切り上げるものとする。）

(2) (1)の音声収容ルータユニット数に音声収容ルータ冗長化係
数乗じたものを当該局の冗長化後音声収容ルータユニット
数とし、ADSL地域IPサービ
スに係るもの（最
大帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該
局の音声系冗長化後音声収容ルータユニット数とする。

【新設】

	<p>④ (1)アのメタル回線収容装置用L2SW対向1Gポート数及び③のメタルIP音声系音声収容ルータPTN対向1Gポート数の合計に音声収容ルータ冗長化係数を乗じたものを当該局のメタルIP音声系冗長化後音声収容ルータインタフェース数とする。</p> <p>3 投資額の算定 次の算定式により局ごと音声収容ルータ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、音声収容ルータ投資額を算定する。 局ごと音声収容ルータ投資額 ＝メタルIP音声系冗長化後音声収容ルータユニット数 ×音声収容ルータユニット単価 ＋メタルIP音声系冗長化後音声収容ルータインタフェース数×音声収容ルータインタフェース単価 ＋メタルIP音声系冗長化後音声収容ルータユニット数×音声収容ルータソフトウェア単価</p>
共用収容ルータ	<p>【1 略】</p> <p>2 設備量の算定 (1) 共用収容ルータ設置局ごとに、次のアからエまでに求めた共用収容ルータのユニット数のうち最大のものを当該局の共用収容ルータユニット数とする。 ア 共用収容ルータ1Gインタフェース数（メタル回線収容装置用L2SW対向1Gポート数、OLT対向1Gポート数及びADSL地域IP1Gポート数の合計）を共用収容ルータ1Gポート当たり最大収容インタフェース数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を共用収容ルータ1Gポート数とし、これを共用収容ルータ1ユニット当たり最大1Gポート数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。） イ 共用収容ルータ10Gインタフェース数（共用収容ルータCWDm（波長分割多重装置をいう。以下同じ。）対向10Gポート数（当該局が収容局兼コア局以外の場合に限る。）及び共用収容ルータ共用コアルータ対向10Gポート数（当該局が収容局兼コア局の場合に限る。）の合計）を共用収容ルータ10Gポート当たり最大収容インタフェース数から共用収容ルータ間渡り10Gインタフェース数を減じたも</p>
	<p>③ (1)アの音声収容ルータインタフェース数に音声収容ルータ冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後音声収容ルータインタフェース数とし、ADSL地域IPサービスに係るもの（ポート数及び最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系冗長化後音声収容ルータインタフェース数とする。</p> <p>3 投資額の算定 【同左】</p> <p>局ごと音声収容ルータ投資額 ＝音声系冗長化後音声収容ルータユニット数×音声収容ルータユニット単価 ＋音声系冗長化後音声収容ルータインタフェース数×音声収容ルータインタフェース単価 ＋音声系冗長化後音声収容ルータユニット数×音声収容ルータソフトウェア単価</p>
共用収容ルータ	<p>【1 同左】</p> <p>2 設備量の算定 (1) 【同左】</p> <p>ア 共用収容ルータ1Gインタフェース数（音声1Gポート数及びADSL地域IP1Gポート数の合計）を共用収容ルータ1Gポート当たり最大収容インタフェース数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を共用収容ルータ1Gポート数とし、これを共用収容ルータ1ユニット当たり最大1Gポート数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。） イ 共用収容ルータ10Gインタフェース数（光地域IP10Gポート数、共用収容ルータCWDm（波長分割多重装置をいう。以下同じ。）対向10Gポート数（当該局が収容局兼コア局以外の場合に限る。） 共用収容ルータ共用コアルータ対向10Gポート数（当該局が収容局兼コア局の場合に限る。）及び共用収容ルータ間渡り10Gポート数の合計）を共用収容ルータ10Gポート当たり最大収容インタフェー</p>

	<p>を当該局の冗長化後共用収容ルータ10Gボード数とし、データ系サービスに係るもの（QoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。）及び光IP電話に係るもの（最繁忙帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ10Gボード数とする。</p> <p>(6) (1)の共用収容ルータユニット数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータユニット数とし、データ系サービスに係るもの（QoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。）及び光IP電話に係るもの（最繁忙帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系冗長化後共用収容ルータユニット数とする。</p> <p>3 投資額の算定 次の算定式により局ごと共用収容ルータ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、共用収容ルータ投資額を算定する。</p> <p>局ごと共用収容ルータ投資額</p> $= \text{メタルIP音声系冗長化後共用収容ルータユニット数} \times \text{共用収容ルータユニット単価}$ $+ \text{メタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ10Gボード数} \times \text{共用収容ルータ10Gボード単価}$ $+ \text{メタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ10Gインタフェース数} \times \text{共用収容ルータ10Gインタフェース単価}$ $+ \text{メタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ1Gボード数} \times \text{共用収容ルータ1Gボード単価}$ $+ \text{メタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ1Gインタフェース数} \times \text{共用収容ルータ1Gインタフェース単価}$
メタル回線収容装置	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 収容局ごとに、アナログ電話、第一種総合デジタル通信サービス及び第二種総合デジタル通信サービスの回線数を、それぞれ、メタル回線収容装置回線収容率及び当該サービスに係るボード1枚当たり最大収容回線数で除したものを（1）に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局のアナログ電話用ボード数、第一種総合デジタル通信サービス用ボ</p>

	<p>を当該局の冗長化後共用収容ルータ10Gボード数とし、ADSL地域IPサービス及び光地域IPサービス（共用収容ルータに収容するものに限る。）に係るもの（インタフェース数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系冗長化後共用収容ルータ10Gボード数とする。</p> <p>(6) (1)の共用収容ルータユニット数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータユニット数とし、ADSL地域IPサービス及び光地域IPサービス（共用収容ルータに収容するものに限る。）に係るもの（最繁忙呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系冗長化後共用収容ルータユニット数とする。</p> <p>3 投資額の算定 [同左]</p> <p>局ごと共用収容ルータ投資額</p> $= \text{音声系冗長化後共用収容ルータユニット数} \times \text{共用収容ルータユニット単価}$ $+ \text{音声系冗長化後共用収容ルータ10Gボード数} \times \text{共用収容ルータ10Gボード単価}$ $+ \text{音声系冗長化後共用収容ルータ10Gインタフェース数} \times \text{共用収容ルータ10Gインタフェース単価}$ $+ \text{音声系冗長化後共用収容ルータ1Gボード数} \times \text{共用収容ルータ1Gボード単価}$ $+ \text{音声系冗長化後共用収容ルータ1Gインタフェース数} \times \text{共用収容ルータ1Gインタフェース単価}$
音声収容装置	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 収容局ごとに、アナログ電話回線数を音声収容装置回線収容率及び音声収容装置ラインカード当たり最大収容回線数で除したものを（1）に満たない端数は、切り上げるものとする。）を音声収容装置ラインカード数とする。</p>

	<p>ト数及び第二種総合デジタル通信サービス用ボード数とする</p> <p>② <u>①</u>のアナログ電話用ボード数、第一種総合デジタル通信サービス用ボード数及び第二種総合デジタル通信サービス用ボード数に、それぞれ当該サービスに係るボード当たり占有スロット数を乗じ、全てのサービスについて合計したものを当該局のメタル回線収容装置スロット数とし、これをメタル回線収容装置1ユニット当たり最大収容スロット数で除したものの(①に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局のメタル回線収容装置ユニット数とする。</p> <p>[割る]</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとメタル回線収容装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算したものに、メタル回線収容装置ソフトウェア投資額(③に係るものを除く。)を加え、メタル回線収容装置投資額を算定する。</p> <p>① <u>メタル回線収容装置(回線収容部)投資額</u> =アナログ電話用ボード数×アナログ電話用ボード単価</p> <p>+第一種総合デジタル通信サービス用ボード数×第一種総合デジタル通信サービス用ボード単価</p> <p>+第二種総合デジタル通信サービス用ボード数×第二種総合デジタル通信サービス用ボード単価</p> <p>② <u>メタル回線収容装置(ユニット部)投資額</u> =メタル回線収容装置ユニット数×メタル回線収容装置ユニット単価</p> <p>③ <u>メタル回線収容装置(ユニット部ソフトウェア)投資額</u> =メタル回線収容装置ユニット数×メタル回線収容装置ソフトウェア単価</p> <p>×メタル回線収容装置(ユニット部)投資額</p> <p>÷(メタル回線収容装置(回線収容部)投資額+メタル回線収容装置(ユニット部)投資額)</p> <p>④ <u>局ごとメタル回線収容装置投資額</u> =メタル回線収容装置(ユニット部)投資額+メタル回線収容装置(ユニット部ソフトウェア)投資額</p>
--	--

	<p>② (1)の音声収容装置ラインカード数を音声収容装置シェルフ当たり最大収容ラインカード数で除したものの(①に満たない端数は、切り上げるものとする。)を音声収容装置シェルフ数とする。</p> <p>③ (2)の音声収容装置シェルフ数を音声収容装置架当たり最大収容シェルフ数で除したものの(①に満たない端数は、切り上げるものとする。)を音声収容装置架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと音声収容装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、<u>音声収容装置投資額</u>を算定する。</p> <p>① <u>音声収容装置(回線収容部)投資額</u> =音声収容装置ラインカード数×音声収容装置ラインカード単価</p> <p>② <u>音声収容装置(ユニット部)投資額</u> =音声収容装置シェルフ数×音声収容装置シェルフ単価+音声収容装置架数×音声収容装置架単価</p> <p>③ <u>音声収容装置(ソフトウェアユニット部相当)投資額</u> =(音声収容装置シェルフ数×音声収容装置ソフトウェア単価)×音声収容装置(ユニット部)投資額÷(音声収容装置(回線収容部)投資額+音声収容装置(ユニット部)投資額)</p> <p>④ <u>局ごと音声収容装置投資額</u> =音声収容装置(ユニット部)投資額+音声収容装置(ソフトウェアユニット部相当)投資額</p>
--	--

<p>メタル回線収容装置用L2SW</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 収容局ごとに、次のア及びイにより求めたユニット数のうちいずれか大きいものを当該局のメタル回線収容装置用L2SWユニット数とする。</p> <p>ア メタル回線収容装置100Mインタフェース数をメタル回線収容装置用L2SWポート収容率で除したものをメタル回線収容装置用L2SW100Mインタフェース数とし、これをメタル回線収容装置用L2SW1ユニット当たり最大インタフェース数からメタル回線収容装置用L2SW1ユニット当たり音声収容ルータ接続数を減じたもので除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。</p> <p>イ アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁忙呼量に1接続1秒当たり音声パケット数を乗じ、メタル回線収容装置用L2SW収容率及びメタル回線収容装置用L2SW最大処理最繁忙パケット数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。</p> <p>(2) (1)のメタル回線収容装置用L2SWユニット数にメタル回線収容装置用L2SW冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後メタル回線収容装置用L2SWユニット数とする。</p> <p>(3) (1)のメタル回線収容装置用L2SWユニット数にメタル回線収容装置用L2SW1ユニット当たり音声収容ルータ接続数及びメタル回線収容装置用L2SW冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後メタル回線収容装置用L2SW1Gインタフェース数とする。</p> <p>(4) (1)アのメタル回線収容装置用L2SW100Mインタフェース数にメタル回線収容装置用L2SW冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後メタル回線収容装置用L2SW100Mインタフェース数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとメタル回線収容装置用L2SW投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、メタル回線収容装置用L2SW投資額を算定する。</p> <p>局ごとメタル回線収容装置用L2SW投資額 =冗長化後メタル回線収容装置用L2SWユニット数×メタル回線収容装置用L2SWユニット単価 +冗長化後メタル回線収容装置用L2SW100Mインタフェース数×メタル回線収容装置用L2SW100</p>
-----------------------	---

<p>音声収容装置用L2SW</p>	<p>1 音声収容装置用L2SWの設置基準</p> <p>収容局に設置する音声収容装置シェルフ数が3以上の場合には、当該局には音声収容装置用L2SWを設置する。</p> <p>2 設備量の算定</p> <p>(1) 音声収容装置用L2SW設置局ごとに、次のア及びイにより求めたユニット数のうちいずれか大きいものを当該局の音声収容装置用L2SWユニット数とする。</p> <p>ア 音声収容装置シェルフ数及び収容ルータユニット数の合計を音声収容装置用L2SWポート収容率及び音声収容装置用L2SW1ユニット当たり最大インタフェース数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。</p> <p>イ アナログ電話の最繁忙呼量に1接続当たり音声パケット数を乗じ、音声収容装置用L2SWポート収容率及び音声収容装置用L2SW最大処理最繁忙呼量パケット数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。</p> <p>(2) (1)の音声収容装置用L2SWユニット数に音声収容装置用L2SW冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後音声収容装置用L2SWユニット数とする。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと音声収容装置用L2SW投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、音声収容装置用L2SW投資額を算定する。</p> <p>局ごと音声収容装置用L2SW投資額 =冗長化後音声収容装置用L2SWユニット数×音声収容装置用L2SWユニット単価</p>
--------------------	--

Mインターネットサービス単価
 +冗長化後メタル回線収容装置用L2SW1Gインターネットサービス数×メタル回線収容装置用L2SW1Gインターネットサービス単価

CS	<p>1 CSの設備量の算定</p> <p>(1) 中継区域ごとに、アナログ電話回線数を当該中継区域に属するコア局数で除したものを当該区域に属する局ごとCS収容アナログ電話回線数とし、これをCS収容率及びCSIユニット当たり最大処理回線数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。(1)を当該区域に属する局ごとCSユニット数とする。</p> <p>(2) (1)のCSユニット数に冗長化係数を乗じたものを当該区域に属する局ごと冗長化後CSユニット数とする。</p> <p>2 CS用データベース(以下「CS用DB」という。)の設備量の算定</p> <p>(1) 中継区域ごとに、アナログ電話の最繁忙時呼数を当該中継区域に属するコア局数で除したものを当該区域に属する局ごとCSアナログ電話最繁忙時呼数とし、これをCS用DB収容率及びCS用DB1ユニット当たり最大処理最繁忙時呼数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。(1)を当該区域に属する局ごとCS用DBユニット数とする。</p> <p>(2) (1)のCS用DBユニット数に冗長化係数を乗じたものを当該区域に属する局ごと冗長化後CS用DBユニット数とする。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとCS投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、CS投資額を算定する。</p> <p>局ごとCS投資額</p> $= \text{冗長化後CSユニット数} \times \text{CSユニット単価} + \text{CS収容アナログ電話回線数} \times \text{CS1回線当たり単価} + \text{CSソフトウェア投資額} + \text{冗長化後CS用DBユニット数} \times \text{CS用DBユニット単価}$
総合デジタル通信回線収容交換機	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 収容局ごと及びサービスごとに、総合デジタル通信サービス回線数を総合デジタル通信回線収容交換機回線収容率及び</p>

		<p>総合デジタル通信用ポート1枚当たり最大収容回線数で除いたもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局のサービスごと総合デジタル通信用ポート数とする。</p> <p>(2) (1)のサービスごと総合デジタル通信用ポート数に総合デジタル通信用ポート当たり占用スロット数を乗じ、全てのサービスについて合計したものを当該局の総合デジタル通信回線収容交換機スロット数とし、これを総合デジタル通信回線収容交換機1ユニット当たりスロット数で除いたもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の総合デジタル通信回線収容交換機ユニット数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと総合デジタル通信回線収容交換機投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、総合デジタル通信回線収容交換機投資額を算定する。</p> <p>(1) サービスごと総合デジタル通信回線収容交換機（回線収容部）投資額</p> <p>＝当該サービス総合デジタル通信用ポート数×当該サービス総合デジタル通信用ポート単価</p> <p>(2) 総合デジタル通信回線収容交換機（ユニット部）投資額</p> <p>＝総合デジタル通信回線収容交換機ユニット数×総合デジタル通信回線収容交換機ユニット単価</p> <p>(3) 総合デジタル通信回線収容交換機（ソフトウェアユニット部相当）投資額</p> <p>＝（総合デジタル通信回線収容交換機ユニット数×総合デジタル通信回線収容交換機ソフトウェア単価）×総合デジタル通信回線収容交換機（ユニット部）投資額</p> <p>÷（総合デジタル通信回線収容交換機（回線収容部）投資額＋総合デジタル通信回線収容交換機（ユニット部）投資額）</p> <p>(4) 局ごと総合デジタル通信回線収容交換機投資額</p> <p>＝総合デジタル通信回線収容交換機（ユニット部）投資額</p> <p>＋総合デジタル通信回線収容交換機（ソフトウェアユニット部相当）投資額</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>収容局ごとに、総合デジタル通信サービスの最繁忙時呼数を総</p>
総合デジタル通信回線収容交換機用	1	

消防警察トランク	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 消防警察トランク設置収容局ごとの消防警察トランク数は、局別収容回線数が2万回線未満の場合は2とし、局別収容回線数が2万回線以上の場合は、当該回線数から2万を減じた後、1万で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に2を加えた値とする。当該局の収容回線に異行政収容回線が含まれる場合は、消防警察トランク数を1加算する。</p> <p>〔2〕 略〕</p>
〔略〕	
き線点遠隔収容装置	<p>1 回線数の算定</p> <p>国勢調査の調査区ごとの各サービスの回線数を次により算定する。なお、各（県、調査区）につき、世帯自県案分率、就業者自県案分率を算定する。県境の調査区以外では、自県案分率は1となる。</p> <p>世帯自県案分率（県、調査区）＝世帯数（県、調査区）÷総世帯数（調査区）</p> <p>就業者自県案分率（県、調査区）＝就業者数（県、調査区）</p>

DB	<p>合デジタル通信回線収容交換機用DBの収容率及び1ユニット当たり最大処理最繁忙時呼数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の総合デジタル通信回線収容交換機用DBユニット数とし、これに冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後総合デジタル通信回線収容交換機用DBユニット数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと総合デジタル通信回線収容交換機用DB投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、総合デジタル通信回線収容交換機用DB投資額を算定する。</p> <p>局ごと総合デジタル通信回線収容交換機用DB投資額 ＝冗長化後総合デジタル通信回線収容交換機用DBユニット数 ×総合デジタル通信回線収容交換機用DBユニット単価</p>
消防警察トランク	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 消防警察トランク設置収容局ごとの消防警察トランク数は、局別収容回線数が2万回線未満の場合は2とし、局別収容回線数が2万回線以上の場合は、当該回線数から2万を減じた後、1万で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に2を加えた値とする。当該局の収容回線に他の単位料金区域における消防警察トランク設置収容局の収容回線が含まれる場合は、当該他の単位料金区域における消防警察トランク設置収容局1局につき消防警察トランク数を1加算する。さらに、当該局の収容回線に異行政収容回線が含まれる場合は、消防警察トランク数を1加算する。</p> <p>〔2〕 同左〕</p>
〔同左〕	
き線点遠隔収容装置	<p>1 回線数の算定</p> <p>〔同左〕</p>

	<p>÷総就業者数（調査区）</p> <p>〔1〕・〔2〕 略]</p> <p>〔3〕 <u>住宅用光地域 I P 回線数</u> =局ごと住宅用光地域 I P 回線数÷調査区ごと世帯数の局ごと合計 ×調査区ごとの世帯数×世帯自県案分率</p> <p>〔4〕 <u>事務用光地域 I P 回線数</u> =局ごと事務用光地域 I P 回線数÷調査区ごと就業者数の局ごと合計 ×調査区ごとの就業者数×世帯自県案分率</p> <p>〔5〕～〔10〕 [略]</p> <p>〔2〕～〔4〕 略]</p> <p>5 投資額の算定 次の算定式(1)及び(2)により求めた局ごとき線点遠隔收容装置投資額のうちいずれか小さいものを当該局のき線点遠隔收容装置投資額とし、全ての局について当該投資額を合算し、き線点遠隔收容装置投資額を算定する。</p> <p>(1) 局ごとき線点遠隔收容装置投資額 = (き線点遠隔收容装置ユニット数×(き線点遠隔收容装置ユニット単価+き線点遠隔收容装置ユニット災害対策増分単価) +専用線收容装置ユニット数×専用線ユニット単価) ×き線点遠隔收容装置回線数 ÷ (き線点遠隔收容装置回線数+専用線遠隔收容装置回線数)</p> <p>(2) 局ごとき線点遠隔收容装置投資額 =き線点遠隔收容装置ユニット数×(き線点遠隔收容装置ユニット単価+き線点遠隔收容装置ユニット災害対策増分単価)</p>
<p>総合デジタル通信局内回線終端装置</p>	<p>〔1〕・〔2〕 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>〔3〕～〔10〕 [同左]</p> <p>〔2〕～〔4〕 同左]</p> <p>5 投資額の算定 [同左]</p> <p>(1) 局ごとき線点遠隔收容装置投資額 = (き線点遠隔收容装置ユニット数×<u>き線点遠隔收容装置ユニット単価</u> +専用線收容装置ユニット数×専用線ユニット単価) ×き線点遠隔收容装置回線数 ÷ (き線点遠隔收容装置回線数+専用線遠隔收容装置回線数)</p> <p>(2) 局ごとき線点遠隔收容装置投資額 =き線点遠隔收容装置ユニット数×<u>き線点遠隔收容装置ユニット単価</u></p>
<p>総合デジタル通信局内回線終端装置</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 総合デジタル通信回線收容交換機の設備量の算定において求めた総合デジタル通信回線收容交換機ユニット数を局ごとの総合デジタル通信回線收容交換機ユニット数とする。</p> <p>(2) 收容局ごとに、当該局が收容するき線点ごとの第一種総合デジタル通信サービス回線数の合計を当該局のき線点遠隔收容装置收容総合デジタル通信サービス回線数とする。</p>

	<p>2 投資額の算定 次の算定式により局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、総合デジタル通信局内回線終端装置投資額を算定する。</p> <p><u>(1) メタル回線収容装置（総合デジタル通信サービス回線収容部）投資額</u> $= \text{第一種総合デジタル通信サービス用ボード数} \times \text{第一種総合デジタル通信サービス用ボード単価}$ $+ \text{第二種総合デジタル通信サービス用ボード数} \times \text{第二種総合デジタル通信サービス用ボード単価}$</p> <p><u>(2) メタル回線収容装置（総合デジタル通信サービス回線収容部ソフトウェア）投資額</u> $= (\text{メタル回線収容装置ユニット数} \times \text{メタル回線収容装置ソフトウェア単価})$ $+ \text{メタル回線収容装置（総合デジタル通信サービス回線収容部）投資額}$ $\div (\text{メタル回線収容装置（回線収容部）投資額} + \text{メタル回線収容装置（ユニット部）投資額})$</p> <p><u>(3) 局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置投資額</u> $= \text{き線点遠隔収容装置収容総合デジタル通信サービス回線数}$ $\times \text{き線点遠隔収容装置総合デジタル通信サービス回線単価}$ $+ \text{メタル回線収容装置（総合デジタル通信サービス回線収容部）投資額}$ $+ \text{メタル回線収容装置（総合デジタル通信サービス回線収容部ソフトウェア）投資額}$</p>
アナログ局内回線収容部	<p>1 設備量の算定 <u>(1) メタル回線収容装置の設備量の算定において求めたメタル回線収容装置ユニット数を局ごとのメタル回線収容装置ユニット数とする。</u> <u>(2) 収容局ごとに、当該局がき線点遠隔収容装置ごとに収容するアナログ電話回線数の合計を当該局のき線点遠隔収容装置収容アナログ電話回線数とする。</u></p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により局ごとアナログ局内回線収容部投資額を求</p>
	<p>2 投資額の算定 [同左]</p> <p>[新設]</p> <p><u>(1) 総合デジタル通信回線収容交換機（ソフトウェア回線収容部相当）投資額</u> $= (\text{総合デジタル通信回線収容交換機ユニット数} \times \text{総合デジタル通信回線収容交換機ソフトウェア単価})$ $\times \text{総合デジタル通信回線収容交換機（回線収容部）投資額}$ $\div (\text{総合デジタル通信回線収容交換機（回線収容部）投資額} + \text{総合デジタル通信回線収容交換機（ユニット部）投資額})$</p> <p><u>(2) 局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置投資額</u> $= \text{き線点遠隔収容装置収容総合デジタル通信サービス回線数}$ $\times \text{き線点遠隔収容装置総合デジタル通信サービス回線単価}$ $+ \text{総合デジタル通信回線収容交換機（回線収容部）投資額}$ $+ \text{総合デジタル通信回線収容交換機（ソフトウェア回線収容部相当）投資額}$</p>
アナログ局内回線収容部	<p>1 設備量の算定 <u>(1) 音声収容装置の設備量の算定において求めた音声収容装置ジュール数を局ごとの音声収容装置ジュール数とする。</u> <u>(2) 収容局ごとに、当該局が収容するき線点ごとのアナログ電話回線数の合計を当該局のき線点遠隔収容装置収容アナログ電話回線数とする。</u></p> <p>2 投資額の算定 [同左]</p>

	<p>め、全ての局について当該投資額を合算し、アナログ局内回線収容部投資額を算定する。</p> <p><u>(1) マタル回線収容装置（アナログ電話回線収容部）投資額</u> \equiv アナログ電話用ボード数 \times アナログ電話用ボード単価</p> <p><u>(2) マタル回線収容装置（アナログ電話回線収容部ソフトウェア）投資額</u> $=$ (マタル回線収容装置ユニット数 \times マタル回線収容装置ソフトウェア単価) \times マタル回線収容装置（アナログ電話回線収容部）投資額</p> <p>\div (マタル回線収容装置（回線収容部）投資額 $+$ マタル回線収容装置（ユニット部）投資額)</p> <p><u>(3) 局ごとアナログ局内回線収容部投資額</u> $=$ き線点遠隔収容装置収容アナログ電話回線数 \times き線点遠隔収容装置アナログ電話回線単価 $+$ マタル回線収容装置（アナログ電話回線収容部）投資額 $+$ マタル回線収容装置（アナログ電話回線収容部ソフトウェア）投資額</p>
アナログ・デジタル回線共通部	<p>1 設備量の算定 収容局ごとに、当該局がき線点遠隔収容装置ごとに収容する第一種総合デジタル通信サービス回線数及びアナログ電話回線数の合計を当該局のき線点遠隔収容装置収容回線数とする。</p> <p>〔2 略〕</p>
〔略〕	
光ケーブル成端架	<p>1 設備量の算定 (1) 局ごとに、次のア及びイにより求めた心線数の合計を当該局の光ケーブル成端架心線数とする。 ア 当該局に直接光回線で収容される回線数に1回線当たり心線数を乗じたものにき線回線予備率分の心線数を加えたもの及び当該局に帰属するき線点遠隔収容装置数にき線点遠隔収容装置1ユニット当たり心線数を乗じたものに当該局に帰属する光信号分離装置（通信用建物外に設置されるものに限る。）ユニット数及び光子備心線数を加えたものの合計を光ケーブル成端架収容率で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p>

	<p>〔新設〕</p> <p><u>(1) 音声収容装置（ソフトウェア回線収容部相当）投資額</u> $=$ (音声収容装置ジュール数 \times 音声収容装置ソフトウェア単価) \times 音声収容装置（回線収容部）投資額</p> <p>\div (音声収容装置（回線収容部）投資額 $+$ 音声収容装置（ユニット部）投資額)</p> <p><u>(2) 局ごとアナログ局内回線収容部投資額</u> $=$ き線点遠隔収容装置収容アナログ電話回線数 \times き線点遠隔収容装置アナログ電話回線単価 $+$ 音声収容装置（回線収容部）投資額 $+$ 音声収容装置（ソフトウェア回線収容部相当）投資額</p>
アナログ・デジタル回線共通部	<p>1 設備量の算定 収容局ごとに、当該局が収容するき線点ごとの第一種総合デジタル通信サービス回線数及びアナログ電話回線数の合計を当該局のき線点遠隔収容装置収容回線数とする。</p> <p>〔2 同左〕</p>
〔同左〕	
光ケーブル成端架	<p>1 設備量の算定 (1) 〔同左〕</p> <p>ア 当該局に直接光回線で収容される回線数に1回線当たり心線数を乗じたものにき線回線予備率分の心線数を加えたもの及び当該局に帰属するき線点遠隔収容装置数にき線点遠隔収容装置1ユニット当たり心線数を乗じたものに光子備心線数を加えたものの合計を光ケーブル成端架収容率で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p>

【イ 略】

【(2)～(7) 略】

(8) (1)から(7)までにより求めた架数及び心線数から、種別ごとにデータ系サービスに係るもの(心数比により算定するものとする。)を控除し、心数比により階梯ごとに配賦したものを当該局の階梯ごと及び種別ごと音声系光ケーブル成端架数及び音声系光ケーブル成端架心線数とする。

(9) 階梯ごと及び種別ごと音声系光ケーブル成端架架数及び音声系光ケーブル成端架心線数から、光 I P 電話に係るもの(心数比により算定するものとする。)を控除したものを、マルチ P 音声系光ケーブル成端架架数及びマルチ P 音声系光ケーブル成端架心線数とする。

2 投資額の算定

次の算定式により局ごとに階梯ごと光ケーブル成端架投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、光ケーブル成端架投資額を算定する。

階梯ごと光ケーブル成端架投資額

＝当該階梯マルチ P 音声系光ケーブル成端架 (大型)

架数×光ケーブル成端架 (大型) 架当たり単価

+ 当該階梯マルチ P 音声系光ケーブル成端架 (中型)

架数×光ケーブル成端架 (中型) 架当たり単価

+ 当該階梯マルチ P 音声系光ケーブル成端架 (小型

2) 架数×光ケーブル成端架 (小型 2) 架当たり単

価

+ 当該階梯マルチ P 音声系光ケーブル成端架 (小型

1) 架数×光ケーブル成端架 (小型 1) 架当たり単

価

+ 当該階梯マルチ P 音声系光ケーブル成端架 (大型)

) 心線数×光ケーブル成端架 (大型) 心線当たり単

価

+ 当該階梯マルチ P 音声系光ケーブル成端架 (中型)

) 心線数×光ケーブル成端架 (中型) 心線当たり単

価

+ 当該階梯マルチ P 音声系光ケーブル成端架 (小型

2) 心線数×光ケーブル成端架 (小型 2) 心線当た

り単価

+ 当該階梯マルチ P 音声系光ケーブル成端架 (小型

1) 心線数×光ケーブル成端架 (小型 1) 心線当た

り単価

【イ 同左】

【(2)～(7) 同左】

(8) (1)から(7)までにより求めた架数及び心線数から、階梯ごとにデータ系サービスに係るもの(心線数比により算定するものとする。)を控除したものをそれぞれ当該局の階梯ごと及び種別ごと音声系光ケーブル成端架架数及び音声系光ケーブル成端架心線数とする。

【新設】

2 投資額の算定

【同左】

階梯ごと光ケーブル成端架投資額

＝当該階梯音声系光ケーブル成端架 (大型) 架数×光ケーブル成端架 (大型) 架当たり単価

+ 当該階梯音声系光ケーブル成端架 (中型) 架数×光

ケーブル成端架 (中型) 架当たり単価

+ 当該階梯音声系光ケーブル成端架 (小型 2) 架数×

光ケーブル成端架 (小型 2) 架当たり単価

価

+ 当該階梯音声系光ケーブル成端架 (小型 1) 架数×

光ケーブル成端架 (小型 1) 架当たり単価

価

+ 当該階梯音声系光ケーブル成端架 (大型) 心線数×

光ケーブル成端架 (大型) 心線当たり単価

価

+ 当該階梯音声系光ケーブル成端架 (中型) 心線数×

光ケーブル成端架 (中型) 心線当たり単価

価

+ 当該階梯音声系光ケーブル成端架 (小型 2) 心線数

×光ケーブル成端架 (小型 2) 心線当たり単価

価

+ 当該階梯音声系光ケーブル成端架 (小型 1) 心線数

×光ケーブル成端架 (小型 1) 心線当た

り単価

	<p>1) 心線数×光ケーブル成端架 (小型1) 心線当たり単価</p>
<p>共用コアルルータ</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) コア局ごとに、次のアからエまで (共用コアルルータが100Gインタフェースを有しない場合は、アを除く。) により求めた共用コアルルータのユニット数のうち最大のものを当該局の共用コアルルータユニット数とする。</p> <p>ア データ系IP装置対向100Gインタフェース数を共用コアルルータ100Gボード当たり最大収容インタフェース数で除したものの (1に満たない端数は、切り上げるものとする。) を共用コアルルータ100Gボードとし、これを共用コアルルータ1ユニット当たり最大100Gボードで除したものの (1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>イ 共用コアルルータ10Gインタフェース数 (CWDM10Gインタフェース数、共用収容ルータ対向10Gインタフェース数 (当該局が収容局兼コア局の場合に限る。)、コア局用L2SW対向10Gインタフェース数、データ系IP装置対向10Gインタフェース数 (共用コアルルータが100Gインタフェースを有する場合を除く。)) 及び閘門系ルータ対向10Gインタフェース数の合計) を共用コアルルータ10Gボード当たり最大収容インタフェース数で除したものの (1に満たない端数は、切り上げるものとする。) を共用コアルルータ10Gボードとし、これを共用コアルルータ1ユニット当たり最大10Gボードで除したものの (1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>エ 共用コアルルータを経由するアナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL地域IPサービス、光IP電話及び光地域IPサービスの最繁忙帯域の合計を共用コアルルータ最繁忙帯域とし、これを共用コアルルータ収容率及び共用コアルルータ1ユニット当たり最大処理最繁忙帯域で除したものの (1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>エ 共用コアルルータを経由するアナログ電話、総合デジタル</p>

<p>共用コアルルータ</p>	<p>×光ケーブル成端架 (小型1) 心線当たり単価</p>
	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) コア局ごとに、CWDM10Gインタフェース数、共用収容ルータ対向10Gインタフェース数 (当該局が収容局兼コア局の場合に限る。)、コア局用L2SW対向10Gインタフェース数及びデータ系IP装置対向10Gインタフェース数の合計を共用コアルルータ10Gインタフェース数とする。また、接続する伝送装置 (CWDM)、共用収容ルータ、コア局用L2SW及びデータ系IP装置の最繁忙呼量帯域及び最繁忙呼量パケット数から、共用コアルルータ最繁忙呼量帯域及び共用コアルルータ最繁忙呼量パケット数を算定する。</p>

通信サービス、ADSL地域IPサービス、光IP電話及び光地域IPサービスの最繁忙時パケット数の合計を共用コアラータ最繁忙時パケット数とし、これを共用コアラータ容量率及び共用コアラータ1ユニット当たり最大処理最繁忙パケット数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)

(2) (1)のCWDMI0Gインタフェース数、共用収容ルータ対向10Gインタフェース数(当該局が収容局兼コア局の場合に限る。)及びコア局用L2SW対向10Gインタフェース数から、それぞれデータ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除したものの合計をメタルIP音声系共用コアラータ(ユニット部)10Gインタフェース数とする。

(3) (1)の閉門系ルータ対向10Gインタフェースから光IP電話に係るもの(最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除したものをメタルIP音声系共用コアラータ(閉門系ルータ対向部)10Gインタフェース数とする。

(4) (1)の共用コアラータ10Gボード数からデータ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁忙帯域比)及び光IP電話に係るもの(最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除し、インタフェース数比によりユニット部及び閉門系ルータ対向部に配賦したものを、メタルIP音声系共用コアラータ(ユニット部)10Gボード数及びメタルIP音声系共用コアラータ(閉門系ルータ対向部)10Gボード数とする。

(2) (1)の共用コアラータ10Gインタフェース数を共用コアラータ10Gボード当たり最大収容インタフェース数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を共用コアラータ10Gボード数とし、次のアからウまでにより求めたユニット数のうち最大のものを当該局の共用コアラータユニット数とする。

ア 共用コアラータ10Gボード数を共用コアラータ1ユニット当たり最大10Gボード数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)

イ 共用コアラータ最繁忙呼量帯域を共用コアラータ容量率及び共用コアラータ1ユニット当たり最大処理最繁忙帯域で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)

ウ 共用収容ルータ最繁忙呼量パケット数を共用コアラータ容量率及び共用コアラータ1ユニット当たり最大処理最繁忙呼量パケット数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)

(3) (2)の共用コアラータユニット数から1を減じたものを共用コアラータ渡り10Gインタフェース数とし、これを共用コアラータ10Gインタフェース数に加える。

(4) (1)から(3)までにより求めた共用コアラータ10Gインタフェース数、共用コアラータ10Gボード数及び共用コアラータユニット数のそれぞれについて冗長化考慮した後、データ系に係るもの(最繁忙呼量帯域比により算定するものとする。)を控除したものをそれぞれ当該局の音声系冗長化後共用コアラータ10Gインタフェース数、音声系冗長化後共用コアラータ10Gボード数及び音声系冗長化後共用コアラータユニット数とする。

	<p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、局ごと共用コアルータ投資額を求め、全での局について当該投資額を合算し、共用コアルータ投資額を算定する。</p> <p>局ごと共用コアルータ投資額</p> $= \text{メタル I P 音声系共用コアルータユニット数} \times \text{共用コアルータユニット単価}$ $+ \text{メタル I P 音声系共用コアルータ (ユニット部)} \\ \text{メタル I P 音声系共用コアルータ (コアルータ対向部)} \times \text{共用コアルータ 10G ボード単価}$ $+ \text{メタル I P 音声系共用コアルータ (ユニット部)} \\ \text{10G インタフェース数} + \text{メタル I P 音声系共用コアルータ (関門系ルータ対向部)} \times \text{共用コアルータ 10G ボード単価}$ $+ \text{メタル I P 音声系共用コアルータ (ユニット部)} \\ \text{10G インタフェース数} + \text{メタル I P 音声系共用コアルータ (関門系ルータ対向部)} \times \text{共用コアルータ 10G ボード単価}$ $+ \text{メタル I P 音声系共用コアルータユニット数} \times \text{共用コアルータユニット単価}$
<p>コア局用 L2 SW</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) コア局ごとに、PTN1Gポート数及びCSI1Gポート数の合計をコア局用L2SW1Gインタフェース数とし、共用コアルータにおけるコア局用L2SW対向10Gインタフェース数をコア局用L2SW10Gインタフェース数とする。</p> <p>(2) (1)のコア局用L2SW1Gインタフェース数及びコア局用L2SW10Gインタフェース数の合計をコア局用L2SW1ユニット当たり最大収容インタフェース数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)をコア局用L2SWユニット数とする。</p> <p>(3) (1)及び(2)で算定したコア局用L2SW1Gインタフェース数、コア局用L2SW10Gインタフェース数及びコア局用L2SWユニット数のそれぞれについて冗長化考慮し、PTN経由のデータ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除したものを、当該局のメタルIP音声系冗長化後コア局用L2SW1Gインタフェース数、メタルIP音声系冗長化後コア局用L2SW10Gインタフェース数及びメタルIP音声系冗長化後コア局用L2SWユニット数とする。</p>
	<p>2 投資額の算定</p> <p>[同左]</p> <p>局ごと共用コアルータ投資額</p> $= \text{音声系冗長化後共用コアルータユニット数} \times \text{共用コアルータユニット単価}$ $+ \text{音声系冗長化後共用コアルータ 10G ボード数} \times \text{共用コアルータ 10G ボード単価}$ $+ \text{音声系冗長化後共用コアルータ 10G インタフェース数} \times \text{共用コアルータ 10G インタフェース単価}$ $+ \text{音声系冗長化後共用コアルータユニット数} \times \text{共用コアルータユニット単価}$
<p>コア局用 L2 SW</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) コア局ごとに、PTN1Gポート数、CSI1Gポート数、MGW1Gポート数、SGW1Gポート数及びMGCI1Gポート数の合計をコア局用L2SW1Gインタフェース数とし、共用コアルータにおけるコア局用L2SW対向10Gインタフェース数をコア局用L2SW10Gインタフェース数とする。</p> <p>(2) (1)のコア局用L2SW1Gインタフェース数及びコア局用L2SW10Gインタフェース数の合計をコア局用L2SW1ユニット当たり最大収容インタフェース数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)をコア局用L2SWユニット数とする。</p> <p>(3) (1)及び(2)で算定したコア局用L2SW1Gインタフェース数、コア局用L2SW10Gインタフェース数及びコア局用L2SWユニット数のそれぞれについて冗長化係数を乗じ、PTN経由のADSL地域IPサービスに係るもの(最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除したものをそれぞれ当該局の音声系冗長化後コア局用L2SW1Gインタフェース数、音声系冗長化後コア局用L2SW10Gインタフェース数及び音声系冗長化後コア局用L2SWユニット数とする。</p>

	<p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとコア局用L2SW投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、コア局用L2SW投資額を算定する。</p> <p>局ごとコア局用L2SW投資額</p> $= \text{メタルIP音声系冗長化後コア局用L2SWユニット数} \times \text{コア局用L2SWユニット単価}$ $+ \text{メタルIP音声系冗長化後コア局用L2SW10Gインタフェース単価}$ $+ \text{メタルIP音声系冗長化後コア局用L2SW1Gインタフェース単価}$
	<p>2 する。</p> <p>投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとコア局用L2SW投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、コア局用L2SW投資額を算定する。</p> <p>局ごとコア局用L2SW投資額</p> $= \text{音声系冗長化後コア局用L2SWユニット数} \times \text{コア局用L2SWユニット単価}$ $+ \text{音声系冗長化後コア局用L2SW10Gインタフェース単価}$ $+ \text{音声系冗長化後コア局用L2SW1Gインタフェース単価}$
MGW	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) コア局ごとに、コア局ごとIC接続回線数から定まるMGWSTM-1ポート数について冗長化考慮したものを冗長化後MGWSTM-1ポート数とする。</p> <p>(2) (1)の冗長化後MGWSTM-1ポート数をMGW収容率及びMGW1ユニット当たり最大STM-1ポート数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を冗長化後MGWユニット数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとMGW投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、MGW投資額を算定する。</p> <p>局ごとMGW投資額</p> $= (\text{MGWユニット部投資額} + \text{MGWユニット部ソフトウェア投資額})$ $+ (\text{MGW回線依存部投資額} + \text{MGW回線依存ソフトウェア投資額})$ $= (\text{冗長化後MGWユニット数} \times \text{MGWユニット単価} + \text{冗長化後MGWユニット数} \times \text{MGWユニットソフトウェア単価})$ $+ (\text{冗長化後MGWSTM-1ポート数} \times \text{MGWSTM-1ポート単価} + \text{冗長化後MGWSTM-1ポート数} \times \text{ソフトウェア単価})$
MGC	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) コア局が属する中継区域内の接続呼の最繁忙呼数を当該区</p>

		S G W
		<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) コア局が属する中継区域内の接続呼の最繁忙時信号数を当該区域内のコア局数で除したものをコア局当たり接続呼最繁忙時信号数とし、これをSGW1リンク当たり信号数で除し(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)、信号区域間リンク分散数を乗じたものをコア局当たり信号リンク数とする。</p> <p>(2) コア局ごとに、次のア及びイにより算定したユニット数のうちいずれか大きいものを当該局のSGWユニット数とし、これに冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後SGWユニット数とする。</p> <p>ア (1)のコア局当たり信号リンク数をSGW収容率及びSGW1ユニット当たり最大リンク数で除したものを(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>イ 冗長化後SGWユニット数をコア局当たりポイントコード数とし、これをSGW収容率及びSGW1ユニット当たり</p>
	<p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとMG C投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、MG C投資額を算定する。</p> <p>局ごとMG C投資額</p> <p>＝冗長化後MG Cユニット数×MG Cユニット単価 ＋冗長化後MG Cユニット数×MG Cソフトウェア単価 ＋冗長化後MG C用DBユニット数×MG C用DBユニット単価</p>	

	信号用中継交換機	
		<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁忙時呼数にそれぞれ1呼当たり信号数を乗じたものの合計を最繁忙時信号数とし、これに接続呼比率を乗じたものをIC接続呼最繁忙時信号数とする。</p> <p>(2) (1)のIC接続呼最繁忙時信号数にICトランジクト呼最繁忙時信号数を加え、東西別に全ての局について合計し、信号区域で除したものをSTP (信号用中継交換機をいう。以下同じ。) 最繁忙時信号数とする。</p> <p>(3) コア局当たり接続呼最繁忙時信号数から算定したコア局当たり信号リンク数を東西別に全てのコア局について合計し、信号区域で除したものをSTP渡り以外リンク数とする。</p> <p>(4) STP設置局ごとに、次のア及びイにより求めたユニット数のうちいずれか大きいものを当該局のSTPユニット数とする。</p> <p>ア 当該局が属する信号区域のSTP渡り以外リンク数をSTP収容率及びSTPユニット当たり最大リンク数 (STP対当たり渡りリンク数を減じたもの。) で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。</p> <p>イ 当該局が属する信号区域のSTP最繁忙時信号数をSTP1ユニット当たり処理信号数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。</p> <p>(5) STP設置局ごとに、STPユニット数にSTP対当たり渡りリンク数を乗じたものを当該局のSTP渡りリンク数とする。</p> <p>(6) STP設置局がコア局以外の場合は、当該局が属する信号区域のSTP渡り以外リンク数及びSTP渡りリンク数の合計を当該局のSTPリンク数とする。STP設置局がコア局</p>

伝送装置	
<p>【1 略】</p> <p>2 P T Nの設備量算定</p> <p>(1) P T N設置局ごとに、当該局に収容されるアナログ電話、総合デジタル通信サービス、AD S L地域 I Pサービス、専用線サービス、光 I P電話及び光地域 I Pサービス (P T N設置局が離島局又は離島局と対向するコア局である場合に限る。)の最繁忙帯域から算定される P T N低速インタフエーヌ混在ボード数に冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後 P T N低速インタフエーヌ混在ボード数とし、データ系サービスに係るもの (ポート容量比及び Q。 S 制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。)及び光 I P電話に係るもの (最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の <u>マルチ I P音声系冗長化後 P T N低速インタフエーヌ混在ボード数</u>とする。</p> <p>【2】 略】</p> <p>(3) (2)の P T Nユニット数に冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後 P T Nユニット数とし、データ系サービス及び光 I P電話に係るもの (当該局が属するループごとにポート容量比及び Q。 S 制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の <u>マルチ I P音声系冗長化後 P T Nユニット数</u>とする。</p> <p>【4】 略】</p> <p>(5) (4)の P T N I O G高速インタフエーヌ数及び P T N 2.4 G高速インタフエーヌ数のそれぞれに冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後 P T N I O G高速インタフエーヌ数及び冗長化後 P T N 2.4 G高速インタフエーヌ数とし、これらからそれぞれ <u>データ系サービス及び光 I P電話に係るもの (当該局が属するループごとにポート容量比及び Q。 S 制御係数を加</u></p>	

伝送装置	
<p>【1 同左】</p> <p>2 P T Nの設備量算定</p> <p>(1) P T N設置局ごとに、当該局に収容されるアナログ電話、総合デジタル通信サービス、AD S L地域 I Pサービス及び専用線サービスの最繁忙帯域から算定される P T N低速インタフエーヌ混在ボード数に冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後 P T N低速インタフエーヌ混在ボード数とし、データ系に係るもの (ポート容量比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の <u>音声系冗長化後 P T N低速インタフエーヌ混在ボード数</u>とする。</p> <p>【2】 同左】</p> <p>(3) (2)の P T Nユニット数に冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後 P T Nユニット数とし、AD S L地域 I Pサービス及び専用線サービスに係るもの (最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の <u>音声系冗長化後 P T Nユニット数</u>とする。</p> <p>【4】 同左】</p> <p>(5) (4)の P T N I O G高速インタフエーヌ数及び P T N 2.4 G高速インタフエーヌ数のそれぞれに冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後 P T N I O G高速インタフエーヌ数及び冗長化後 P T N 2.4 G高速インタフエーヌ数とし、これらからそれぞれ <u>AD S L地域 I Pサービス及び専用線サービスに係るもの (最繁忙帯域比により算定するものとする。)</u>を控</p>	<p>の場合は、当該局が属する信号区域の S T P 渡り以外リソク数及び S T P 渡りリソク数の合計から当該コア局のコア局当たり信号リソク数を減じたものを S T P リソク数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと S T P 投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、S T P 投資額を算定する。</p> <p>局ごと S T P 投資額</p> $= S T P \text{ユニット数} \times S T P \text{ユニット単価}$ $+ S T P \text{リソク数} \times S T P \text{リソク単価}$

除した最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものを、当該局のマルチIP音声系冗長化後PTN10G高速インタフェース数及びマルチIP音声系冗長化後PTN2.4G高速インタフェース数とする。

3 収容局設置CWDMMの設備量算定

(1) CWDMM設置収容局ごとに、CWDMMが接続する共用収容ルータの設備量からCWDMM10Gインタフェース数及びCWDMM低速10Gカード数を算定する。また、当該CWDMMが接続する専用線装置の設備量からCWDMMSTM-1インタフェース数及びCWDMM低速STM-1カード数を算定する。CWDMM低速10Gカード数及びCWDMM低速STM-1カード数の合計に2を乗じたものを当該局のCWDMM高速インタフェース波長数とする。

〔2〕 略〕

(3) (2)のCWDMMユニット数からデータ系サービ스에係るもの(QoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)、光IP電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するものとする。))及び専用線サービ스에係るもの(波長数比により算定するものとする。))を控除したものを当該局のマルチIP音声系CWDMMユニット数とし、これに冗長化考慮したものを当該局のマルチIP音声系冗長化後CWDMMユニット数とする。

(4) (1)のCWDMM低速10Gカード数からデータ系サービ스에係るもの(QoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。))及び光IP電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するものとする。))を控除したものを当該局のマルチIP音声系CWDMM低速10Gカード数とし、これに冗長化考慮したものを当該局のマルチIP音声系冗長化後CWDMM低速10Gカード数とする。

(5) (1)のCWDMM10Gインタフェース数からデータ系サービ스에係るもの(QoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。))及び光IP電話に係るもの(最繁時帯域比により算定するものとする。))を控除したものを当該

除したものをそれぞれ当該局の音声系冗長化後PTN10G高速インタフェース数及び音声系冗長化後PTN2.4G高速インタフェース数とする。

3 収容局設置CWDMMの設備量算定

(1) CWDMM設置収容局ごとに、CWDMMが接続する共用収容ルータ及び光地域IP装置の設備量からCWDMM10Gインタフェース数及びCWDMM低速10Gカード数を算定する。また、当該CWDMMが接続する専用線装置の設備量からCWDMMSTM-1インタフェース数及びCWDMM低速STM-1カード数を算定する。CWDMM低速10Gカード数及びCWDMM低速STM-1カード数の合計に2を乗じたものを当該局のCWDMM高速インタフェース波長数とする。

〔2〕 同左〕

(3) (2)のCWDMMユニット数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後CWDMMユニット数とし、これから光地域IP装置(音声非共用分に限る。))及び専用線装置に係るもの(波長数比により算定するものとする。))を控除し、さらにADSL装置及び光地域IP装置(音声共用分に限る。))に係るもの(最繁時呼量帯域比により算定するものとする。))を控除したものを当該局の音声系冗長化後CWDMMユニット数とする。

(4) (1)のCWDMM低速10Gカード数及びCWDMM10Gインタフェース数についてそれぞれ冗長化考慮したものを当該局の冗長化後CWDMM低速10Gカード数及び冗長化後CWDMM10Gインタフェース数とし、これらからそれぞれ光地域IP装置(音声非共用分に限る。))に係るもの(インタフェース数比により算定するものとする。))を控除し、さらにADSL装置及び光地域IP装置(音声共用分に限る。))に係るもの(最繁時呼量帯域比により算定するものとする。))を控除したものをそれぞれ当該局の音声系冗長化後CWDMM低速10Gカード数及び音声系冗長化後CWDMM10Gインタフェース数とする。
[新設]

局のマルチIP音声系CWDM10Gインタフェース数とし、これに冗長化考慮したものを当該局のマルチIP音声系冗長化後CWDM10Gインタフェース数とする。

4 コア局設置CWDMの設備量算定

(1) コア局ごとに、当該局に属するCWDM設置収容局のマルチIP音声系CWDM10Gインタフェース数、マルチIP音声系CWDM低速10Gカード数及びマルチIP音声系CWDMユニット数（当該コア局設置CWDMに対向するものに限る。）を、それぞれ全ての当該局に属するCWDM設置収容局について合算したものを、当該局のマルチIP音声系収容局対向CWDM10Gインタフェース数、マルチIP音声系収容局対向CWDM低速10Gカード数及びマルチIP音声系収容局対向CWDMユニット数とする。

(2) コア局渡り区間ごとに、コア局間で伝送されるアナログ電話、総合デジタル通信サービース、ADSL地域IPサービース、光IP電話及び光地域IPサービースの最繁忙帯域から定まるコア局渡りCWDM10Gインタフェース数をCWDM低速10Gカード当たり最大収容インタフェース数で除したものが(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)をコア局渡りCWDM低速10Gカード数とする。

(3) コア局間で伝送される専用線サービースの最繁忙帯域から定まるコア局渡りCWDMSTM-1インタフェース数をCWDM低速STM-1カード当たり最大収容STM-1インタフェース数で除したものが(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)をコア局渡りCWDM低速STM-1カード数とする。

〔4〕 略]

(5) (2)のコア局渡りCWDM10Gインタフェース数からデータ系サービースに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除したものをマルチIP音声系コア局渡りCWDM10Gインタフェース数とし、これに(1)のマルチIP音声系収容局対向CWDM10Gインタフェース数を加えたものを、当該局のマルチIP音声系冗長化後CWDM10Gインタフェース数とする。

(6) (2)のコア局渡りCWDM低速10Gカード数からデータ系サービースに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁忙帯域比

4 コア局設置CWDMの設備量算定

(1) CWDM設置収容局は2つのコア局に帰属するものとし、コア局間で伝送を行う冗長構成とする。コア局ごとに、当該局に属するCWDM設置収容局のCWDM10Gインタフェース数、CWDM低速10Gカード数及びCWDMユニット数についてそれぞれデータ系控除後に合計したものを音声系収容局対向CWDM10Gインタフェース数、音声系収容局対向CWDM低速10Gカード数及び音声系収容局対向CWDMユニット数とする。

(2) コア局渡り区間ごとに、コア局間で伝送されるアナログ電話、総合デジタル通信サービース、ADSL地域IPサービース及び光地域IPサービースの最繁忙呼量帯域から定まるコア局渡りCWDM10Gインタフェース数をCWDM低速10Gカード当たり最大収容インタフェース数で除したものが(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)をコア局渡りCWDM低速10Gカード数とする。

(3) コア局間で伝送される専用線サービースの最繁忙呼量帯域から定まるコア局渡りCWDMSTM-1インタフェース数をCWDM低速STM-1カード当たり最大収容STM-1インタフェース数で除したものが(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)をコア局渡りCWDM低速STM-1カード数とする。

〔4〕 同左]

(5) (2)及び(4)で算定したコア局渡りCWDM10Gインタフェース数、コア局渡りCWDM低速10Gカード数及びコア局渡りCWDMユニット数からそれぞれデータ系に係るもの(インタフェース数比及び最繁忙呼量帯域比により算定するものとする。)を控除したものを音声系コア局渡りCWDM10Gインタフェース数、音声系コア局渡りCWDM低速10Gカード数及び音声系コア局渡りCWDMユニット数とする。

(6) 局ごとに、(1)及び(5)で算定した音声系CWDM10Gインタフェース数、音声系CWDM低速10Gカード数及び音声系C

により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除したものをメタルIP音声系コア局渡りCWDML10Gカード数とし、これに(1)のメタルIP音声系収容局対向CWDML10Gカード数を加えたものを、当該局のメタルIP音声系冗長化後CWDML10Gカード数とする。

(2) (4)のコア局渡りCWDMLユニット数からデータ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。)、光IP電話に係るもの(最繁忙帯域比により算定するものとする。))及び専用線サービスに係るもの(波長数比により算定するものとする。))を控除したものをメタルIP音声系コア局渡りCWDMLユニット数とし、これに(1)のメタルIP音声系収容局対向CWDMLユニット数を加えたものを、当該局のメタルIP音声系冗長化後CWDMLユニット数とする。

【割る】

5 投資額の算定
次の算定式により局ごとPTN投資額及び局ごとCWDML投資額を求め、全ての局についてそれら投資額を合算し、PTN投資額及びCWDML投資額を算定する。

$$\begin{aligned} & \text{局ごとPTN投資額} \\ & = (\text{メタルIP音声系冗長化後PTN低速インタフェース混在ボード数} \times \text{PTN低速混在インタフェースボ} \end{aligned}$$

WDMLユニット数についてそれぞれ合計したものを当該局の音声系冗長化後CWDML10Gインタフェース数、音声系冗長化後CWDML10Gカード数及び音声系冗長化後CWDMLユニット数とする。

【新設】

5 XCM(クロスコネクト装置をいう。以下同じ。)の設備量算定

- (1) コア局ごとに、加入者交換機接続回線数に0.5を乗じたもの及び中継交換機接続回線数の合計を当該局のIC接続回線数とし、これをチャネル切上単位(52M)、伝送装置収容率及びXCM1ユニット当たり52Mパス数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局のXCMユニット数とする。
- (2) (1)のIC接続回線数及びXCMユニット数を基に、XCM局内156Mインタフェース数、XCM局間52Mインタフェース数、XCM局間156Mインタフェース数、XCM増設リンク数、XCM空間スイッチユニット数、XCM基本架数及びXCM接続架数を算定する。

6 投資額の算定
次の算定式により局ごとPTN投資額、局ごとCWDML投資額及び局ごとXCM投資額を求め、全ての局についてそれら投資額を合算し、PTN投資額、CWDML投資額及びXCM投資額を算定する。

$$\begin{aligned} & \text{局ごとPTN投資額} \\ & = (\text{音声系冗長化後PTN低速インタフェース混在ボ} \\ & \quad \text{ード数} \times \text{PTN低速混在インタフェースボ} \end{aligned}$$

	<p>ード単価</p> <p>+メタルIP音声系冗長化後PTNユニット数×PTNユニット単価</p> <p>+メタルIP音声系冗長化後PTN2.4G高速インタフェース数×PTN2.4G高速インタフェースポート単価</p> <p>+メタルIP音声系冗長化後PTN10G高速インタフェース数×PTN10G高速インタフェースポート単価)</p> <p>×(1+クロック供給装置投資額加算率)</p> <p>局ごとCWDMM投資額</p> <p>= (メタルIP音声系冗長化後CWDMMユニット数×CWDMMユニット単価</p> <p>+メタルIP音声系冗長化後CWDMM低速10Gカード数×CWDMM低速10Gカード単価</p> <p>+メタルIP音声系冗長化後CWDMM10Gインタフェース数×CWDMM10Gインタフェース単価)</p> <p>×(1+クロック供給装置投資額加算率)</p>
中間中継伝送装置	<p>1 収容局とコア局間に設置するCWDMM用中間中継伝送装置の設備量の算定</p> <p>CWDMMを設置する収容局ごとに、収容局とコア局間の伝送距離をCWDMM用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継伝送装置設置箇所数(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)に、メタルIP音声系冗長化後CWDMMユニット数を乗じたもの</p>
中間中継伝送装置	<p>1 収容局とコア局間に設置するCWDMM用中間中継伝送装置の設備量の算定</p> <p>CWDMMを設置する収容局ごとに、収容局とコア局間の伝送距離をCWDMM用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継伝送装置設置箇所数(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)に、メタルIP音声系冗長化後CWDMMユニット数を乗じたもの</p>
中間中継伝送装置	<p>1 収容局とコア局間に設置するCWDMM用中間中継伝送装置の設備量の算定</p> <p>CWDMMを設置する収容局ごとに、収容局とコア局間の伝送距離をCWDMM用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継伝送装置設置箇所数(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)に、音声系冗長化後CWDMMユニット数を乗じたもの</p>

CS	<p>乗じたものを当該局のメタル I P 音声系冗長化後 C W D M 用中間中継伝送装置ユニット数とする。</p> <p>2 コア局間に設置する C W D M 用中間中継伝送装置の設備量の算定</p> <p>C W D M を設置するコア局間の区間ごとに、コア局間の伝送距離を C W D M 用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継伝送装置設置箇所数（1 に満たない端数は、切り捨てるものとする。）に、当該区間のメタル I P 音声系コア局渡り C W D M ユニット数を乗じたものを当該区間のメタル I P 音声系 C W D M 用中間中継伝送装置ユニット数とし、当該区間の両端に位置するコア局のうち片側の局に設置するものとみなす。</p> <p>3 P T N 用中間中継伝送装置の設備量の算定</p> <p>P T N による伝送の経路となるループごとに、ループ延長を P T N 用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継伝送装置設置箇所数（1 に満たない端数は、切り捨てるものとする。）から当該ループに属する P T N 設置局数を減じ、当該ループに係る中継伝送用光回線の心線数（データ系サービシスに係るもの（Q。S 制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）及び光 I P 電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものとする。）を乗じたものを当該ループのメタル I P 音声系 P T N 用中間中継伝送装置ユニット数とし、当該ループ内に P T N 設置局がある場合には当該ループ内 P T N 設置局のうち収容回線数が最も多い局に、当該ループ内に P T N 設置局がない場合には当該ループ内の局のうち収容回線数が最も多い局に設置するものとみなす。</p> <p>4 中間中継伝送装置の設備量の算定</p> <p>1 から 3 までにより求めた中間中継伝送装置ユニット数の局ごとの合計を当該局のメタル I P 音声系中間中継伝送装置ユニット数とする。</p> <p>5 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとと中間中継伝送装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、中間中継伝送装置投資額を算定する。</p> <p>局ごとと中間中継伝送装置投資額 =メタル I P 音声系中間中継伝送装置ユニット数×中間中継伝送装置ユニット単価</p>
CS	1 CS の設備量の算定

<p>を当該局の音声系冗長化後 C W D M 用中間中継伝送装置ユニット数とする。</p> <p>2 コア局間に設置する C W D M 用中間中継伝送装置の設備量の算定</p> <p>C W D M を設置するコア局間の区間ごとに、コア局間の伝送距離を C W D M 用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継伝送装置設置箇所数（1 に満たない端数は、切り捨てるものとする。）に、当該区間の音声系コア局渡り C W D M ユニット数を乗じたものを当該区間の音声系 C W D M 用中間中継伝送装置ユニット数とし、当該区間の両端に位置するコア局のうち片側の局に設置するものとみなす。</p> <p>3 P T N 用中間中継伝送装置の設備量の算定</p> <p>P T N を設置するループごとに、ループ延長を P T N 用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継伝送装置設置箇所数（1 に満たない端数は、切り捨てるものとする。）から当該ループに属する P T N 局数を減じ、当該ループの P T N リンク心線数（音声系に係るものに限る。）を乗じたものを当該ループの音声系 P T N 用中間中継伝送装置ユニット数とし、当該ループ内の P T N 局のうち収容回線数が最も多い局に設置するものとみなす。</p> <p>4 中間中継伝送装置の設備量の算定</p> <p>1 から 3 までにより求めた中間中継伝送装置ユニット数の局ごとの合計を当該局の音声系中間中継伝送装置ユニット数とする。</p> <p>5 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとと中間中継伝送装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、中間中継伝送装置投資額を算定する。</p> <p>局ごとと中間中継伝送装置投資額 =音声系中間中継伝送装置ユニット数×中間中継伝送装置ユニット単価</p>
--

- (1) 中継区域ごとに、音声サービス回線数（音声サービス（アナログ電話、総合デジタル通信サービス及び光IP電話をいう。）の回線数の合計をいう。）を当該中継区域に属するコア局数で除したものを当該区域に属するコア局のCS收容音声サービス回線数とし、これをCS收容率及びCSIユニット当たり最大処理回線数で除したものを（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該区域に属するコア局のCSユニット数とする。
 - (2) (1)のCSユニット数にCS冗長化係数を乗じたものを当該区域に属するコア局の冗長化後CSユニット数とし、光IP電話に係るもの（回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該区域に属するコア局のマルチIP音声系冗長化後CSユニット数とする。
 - (3) 中継区域ごとに、マルチIP電話回線数（アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの回線数の合計をいう。）を当該中継区域に属するコア局数で除したものを当該区域に属するコア局のCS收容マルチIP電話回線数とし、これにCS冗長化係数を乗じたものを当該区域に属するコア局の冗長化後CS收容マルチIP電話回線数とする。
- 2 CS用データベース（以下「CS用DB」という。）の設備量の算定
- (1) 中継区域ごとに、音声サービスの最繁忙時呼数を当該中継区域に属するコア局数で除したものを当該区域に属するコア局のCS音声サービス最繁忙時呼数とし、これをCS用DB收容率及びCS用DB1ユニット当たり最大処理最繁忙時呼数で除したものを（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該区域に属するコア局のCS用DBユニット数とする。
 - (2) (1)のCS用DBユニット数にCS用DB冗長化係数を乗じたものを当該区域に属するコア局の冗長化後CS用DBユニット数とし、光IP電話に係るもの（最繁忙時呼数比により算定するものとする。）を控除したものを当該区域に属するコア局のマルチIP音声系冗長化後CS用DBユニット数とする。
- 3 投資額の算定
- 次の算定式により局ごとCS投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算したものに、CSソフトウェア投資額（光IP電話に係るものを控除したもの。）を加え、CS投資額を

	<p>算定する。 局ごとCSS投資額</p> $= \text{メタルIP音声系冗長化後CSユニット数} \times \text{CSユニット単価}$ $+ \text{冗長化後CS收容メタルIP電話回線数} \times \text{CS1回線当たり単価}$ $+ \text{メタルIP音声系冗長化後CS用DBユニット数} \times \text{CS用DBユニット単価}$
<p>閉門系ルータ</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 相互接続局ごとに、次のアからケまでにより求めた閉門系ルータのユニット数のうち最大ものを当該局の閉門系ルータユニット数とする。</p> <p>ア 閉門系ルータ10Gインタフェース数（コア局対向10Gインタフェース数、同一局内共用コアルータ対向10Gインタフェース数、相互接続局渡り10Gインタフェース数、SBC対向10Gインタフェース数、ENUMサーバ対向10Gインタフェース数、DNSサーバ対向10Gインタフェース数及び相互接続局用L2SW対向10Gインタフェース数の合計をいう。）を閉門系ルータ10Gボード当たり最大収容インタフェース数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を閉門系ルータ10Gボード数とし、閉門系ルータ1ユニット当たり最大10Gボード数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>イ 当該相互接続局の最繁忙帯域を閉門系ルータ収容率及び閉門系ルータ1ユニット当たり最大処理最繁忙帯域で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>ウ 当該相互接続局の最繁忙パケット数を閉門系ルータ収容率及び閉門系ルータ1ユニット当たり最大処理最繁忙パケット数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>(2) (1)アのコア局対向10Gインタフェース数、共用コアルータ対向10Gインタフェース数、相互接続局渡り10Gインタフェース数、SBC対向10Gインタフェース数、ENUMサーバ対向10Gインタフェース数、DNSサーバ対向10Gインタフェース数及び相互接続局用L2SW対向10Gインタフェース数から、それぞれ光IP電話に係るもの（最繁忙帯域比により算定するものとする。）を控除し、合計したものを、当該</p>

	<p>局のメタル I P 音声系 閉門系 ルータ 10G インタフェース 数とする。</p> <p>(3) (1)アの 閉門系 ルータ 10G ボード 数 から 光 I P 電話 に 係 る も の (インタフェース 数 比 に よ り 算 定 す る も の と す る 。) を 控 除 し た も の を、メタル I P 音声系 閉門系 ルータ 10G ボード 数 とす。</p> <p>(4) (1)の 閉門系 ルータ ユニッ ト 数 から 光 I P 電話 に 係 る も の (最 繁 時 帯 域 比 に よ り 算 定 す る も の と す る 。) を 控 除 し た も の を、メタル I P 音声系 閉門系 ルータ ユニッ ト 数 とす。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により、局ごと 閉門系 ルータ 投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、閉門系 ルータ 投資額を算定する。</p> <p>局ごと 閉門系 ルータ 投資額 $= \text{メタル I P 音声系 閉門系 ルータ ユニッ ト 数} \times \text{閉門系 ルータ ユニッ ト 単価}$ $+ \text{メタル I P 音声系 閉門系 ルータ 10G ボード 数} \times \text{閉門系 ルータ 10G ボード 単価}$ $+ \text{メタル I P 音声系 閉門系 ルータ 10G インタフェース 数} \times \text{閉門系 ルータ 10G インタフェース 単価}$ $+ \text{メタル I P 音声系 閉門系 ルータ ユニッ ト 数} \times \text{閉門系 ルータ ソフトウェア 単価}$</p>
相互接続局用 L 2 S W	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 相互接続局ごとに、当該局の相互接続用 1 G インタフェース 数 に 相互接続局用 L 2 S W 予備 1 G インタフェース 数 を 加 え た も の を 当 該 局 の 相 互 接 続 局 用 L 2 S W 1 G インタフェース 数 と し、光 I P 電話 に 係 る も の (最 繁 時 帯 域 比 に よ り 算 定 す る も の と す る 。) を 控 除 し た も の を、当 該 局 の メタル I P 音声系 相互接続局用 L 2 S W 1 G インタフェース 数 とす。</p> <p>(2) 相互接続局ごとに、当該局の相互接続用 10G インタフェース 数 及 び 閉 門 系 ルータ 対 向 10G インタフェース 数 の 合 計 に 相 互 接 続 局 用 L 2 S W 予 備 10G インタフェース 数 を 加 え た も の を 当 該 局 の 相 互 接 続 局 用 L 2 S W 10G インタフェース 数 と し、光 I P 電話 に 係 る も の (最 繁 時 帯 域 比 に よ り 算 定 す る も の と す る 。) を 控 除 し た も の を、当 該 局 の メタル I P 音声系 相互接続局用 L 2 S W 10G インタフェース 数 とす。</p> <p>(3) (1) 及 び (2) で 算 定 し た 相 互 接 続 局 用 L 2 S W 1 G インタフェ</p>

	<p>ース数及び相互接続局用L2SW10Gインタフェース数の合計を相互接続局用L2SW1ユニット当たり最大インタフェース数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局の相互接続局用L2SWユニット数とし、光IP電話に係るもの(最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除したものを、当該局のメタルIP音声系相互接続局用L2SWユニット数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、局ごと相互接続局用L2SW投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、相互接続局用L2SW投資額を算定する。</p> <p>局ごと相互接続局用L2SW投資額</p> $= \text{メタルIP音声系相互接続局用L2SWユニット数} \times \text{相互接続局用L2SWユニット単価}$ $+ \text{メタルIP音声系相互接続局用L2SW1Gインタフェース数} \times \text{相互接続局用L2SW1Gインタフェース単価}$ $+ \text{メタルIP音声系相互接続局用L2SW10Gインタフェース数} \times \text{相互接続局用L2SW10Gインタフェース単価}$
SBC	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 相互接続局ごとに、当該局の最繁忙呼数(接続呼に係るものに限る。)をSBC収容率及びSBC処理部1ユニット当たり最大処理最繁忙呼数で除したものを、当該局のSBCユニット(処理部)数とする。ただし、当該局に設置するSBCの設備量がSBC1ユニット当たり最大処理セッション数により決定する場合には、SBCユニット(処理部)数は0とする。</p> <p>(2) 相互接続局ごとに、当該局の最繁忙呼量(接続呼に係るものに限る。)から算定したSBC同時接続数をSBC収容率及びSBCセッション管理部1ユニット当たり最大処理同時接続数で除したものを、当該局のSBCユニット(セッション管理部)数とする。ただし、当該局に設置するSBCの設備量がSBC1ユニット当たり最大処理セッション数により決定する場合には、SBCユニット(セッション管理部)数は0とする。</p> <p>(3) 相互接続局ごとに、当該局の最繁忙呼量(接続呼に係るも</p>

のに限る。)をSBCセッション数とし、これをSBC収容率及びSBC1ユニット当たり最大処理セッション数で除したものを、当該局のSBCユニット数とする。ただし、当該局に設置するSBCの設備量がSBC1ユニット当たり最大処理最繁忙呼数及びSBC1ユニット当たり最大処理同時接続数により決定する場合には、SBCユニット数は0とする。

(4) (1)のSBCユニット(呼処理部)数から光IP電話に係るもの(当該局の最繁忙呼数比により算定するものとする。)を控除したものを、当該局のメタルIP音声系SBCユニット(呼処理部)数とする。

(5) (2)のSBCユニット(セッション管理部)数及び(3)のSBCユニット数から、それぞれ光IP電話に係るもの(当該局の最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除したものを、メタルIP音声系SBCユニット(セッション管理部)数及びメタルIP音声系SBCユニット数とする。

2 投資額の算定

次の算定式により、局ごとSBC投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、SBC投資額を算定する。

局ごとSBC投資額

= (メタルIP音声系SBCユニット(呼処理部)数×SBCユニット(呼処理部)単価

+メタルIP音声系SBCユニット(セッション管理部)数×SBCユニット(セッション管理部)単価

+メタルIP音声系SBCユニット数×SBCユニット単価)

× (1+相互接続局共通設備投資額加算率)

+ (メタルIP音声系SBCユニット(呼処理部)数×SBCユニット(呼処理部)ソフトウエア単価

+メタルIP音声系SBCユニット(セッション管理部)数×SBCユニット(セッション管理部)ソフトウエア単価

+メタルIP音声系SBCユニット数×SBCユニットソフトウエア単価

+SBC同時接続数×SBC同時接続数当たりソフトウエア単価)

	<p>× (1 + 相互接続局共通設備ソフトウェア投資額加算率)</p>
<p>ENUMサーバ</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 相互接続局ごとに、当該局の最繁忙呼数（接続呼に係るものに限る。）から算定したENUMクエリ数をENUMサーバ1ユニット当たり最大処理クエリ数で除したものを、当該局のENUMサーバユニット数とする。ただし、当該局にENUM・DNS共通サーバを設置する場合には、ENUMサーバユニット数は0とする。</p> <p>(2) 相互接続局ごとに、当該局の最繁忙呼数（接続呼に係るものに限る。）から算定したENUMクエリ数及びDNSクエリ数を合計したものをENUM・DNS共通サーバ1ユニット当たり最大処理クエリ数で除したものを、当該局のENUM・DNS共通サーバユニット数とする。ただし、当該局にENUMサーバ及びDNSサーバを設置する場合には、ENUM・DNS共通サーバユニット数は0とする。</p> <p>(3) (1)のENUMサーバユニット数から光IP電話に係るもの（当該局の最繁忙呼数比により算定するものとする。）を控除したものを、当該局のマルチIP音声系ENUMサーバユニット数とする。</p> <p>(4) (2)のENUM・DNS共通サーバユニット数からDNSに係るもの（クエリ数比により算定するものとする。）及び光IP電話に係るもの（当該局の最繁忙呼数比により算定するものとする。）を控除したものを、マルチIP音声系ENUM・DNS共通サーバユニット数（ENUM相当分）とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、局ごとENUMサーバ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、ENUMサーバ投資額を算定する。</p> <p>局ごとENUMサーバ投資額</p> $= (\text{マルチIP音声系ENUMサーバユニット数} \times \text{ENUMユニット単価} + \text{マルチIP音声系ENUM・DNS共通サーバユニット数} (\text{ENUM相当分}) \times \text{ENUM・DNS共通サーバユニット単価}) \times (1 + \text{相互接続局共通設備投資額加算率})$

	<p>+ (メタル I P 音声系 ENUM サービスユニット数 × ENUM ユニット当たりソフトウェア単価 + メタル I P 音声系 ENUM ・ DNS 共通サービスユニット数 (ENUM 相当分) × ENUM ・ DNS 共通サービスユニット当たりソフトウェア単価 + ENUM クエリ数 × ENUM クエリ当たりソフトウェア単価) × (1 + 相互接続局共通設備ソフトウェア投資額加算率)</p>
DNS サービス	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 相互接続局ごとに、当該局の最繁忙呼数 (接続呼に係るものに限る。) から算定した DNS クエリ数を DNS サービスユニット当たり最大処理クエリ数で除したものを、当該局の DNS サービスユニット数とする。ただし、当該局に ENUM ・ DNS 共通サービスを設置する場合には、DNS サービスユニット数は 0 とする。</p> <p>(2) (1) の DNS サービスユニット数から光 I P 電話に係るもの (当該局の最繁忙呼数比により算定するものとする。) を控除したものを、当該局のメタル I P 音声系 DNS サービスユニット数とする。</p> <p>(3) ENUM サービスの設備量の算定において求めた ENUM ・ DNS 共通サービスユニット数から ENUM に係るもの (クエリ数比により算定するものとする。) 及び光 I P 電話に係るもの (当該局の最繁忙呼数比により算定するものとする。) を控除したものを、メタル I P 音声系 ENUM ・ DNS 共通サービスユニット数 (DNS 相当分) とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、局ごと DNS サービス投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、DNS サービス投資額を算定する。</p> <p>局ごと DNS サービス投資額 = (メタル I P 音声系 DNS サービスユニット数 × DNS サービスユニット単価 + メタル I P 音声系 ENUM ・ DNS 共通サービスユニット数 (DNS 相当分) × ENUM ・ DNS 共通サービスユニット単価) × (1 + 相互接続局共通設備投資額加算率)</p>

	<p>+ (メタル I P 音声系 DNS サーバユニット数 × DN Sユニット当たりソフトウェア単価 +メタル I P 音声系 ENUM・DNS 共通サーバユニット数 (DNS 相当分) × ENUM・DNS 共通サーバユニット当たりソフトウェア単価 + DNS クエリ数 × DNS クエリ当たりソフトウェア単価) × (1 + 相互接続局共通設備ソフトウェア投資額加算率)</p>
メタルケーブル	<p>1 配線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定 [(1)~(3) 略]</p> <p>(4) 局ごとに、架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長 km 及び対 km のそれぞれの合計からデータ系サービス及び光 I P 電話に係るものを控除したものを当該局の種別ごとのメタル I P 音声系架空メタルケーブル対 km、メタル I P 音声系架空メタルケーブル延長 km、メタル I P 音声系地下メタルケーブル対 km 及びメタル I P 音声系地下メタルケーブル延長 km とする。</p> <p>2 き線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定 [(1)~(5) 略]</p> <p>(6) 局ごとに、架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長 km 及び対 km のそれぞれの合計からデータ系サービス及び光 I P 電話に係るものを控除したものを当該局の種別ごとのメタル I P 音声系架空メタルケーブル対 km、メタル I P 音声系架空メタルケーブル延長 km、メタル I P 音声系地下メタルケーブル対 km 及びメタル I P 音声系地下メタルケーブル延長 km とする。</p> <p>3 投資額の算定 次の算定式により局ごとのメタルケーブル投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、メタルケーブル投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。</p> <p>局ごと種別ごとメタルケーブル投資額 = 当該種別メタル I P 音声系架空メタルケーブル対 km × 当該種別架空メタルケーブル対 km 単価 + 当該種別メタル I P 音声系架空メタルケーブル延長 km × 当該種別架空メタルケーブル延長 km 単価</p>

	<p>1 配線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定 [(1)~(3) 同左]</p> <p>(4) 局ごとに、架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長 km 及び対 km のそれぞれの合計からデータ系に係るものを控除したものを当該局の種別ごとの音声系架空メタルケーブル対 km、音声系架空メタルケーブル延長 km、音声系地下メタルケーブル対 km 及び音声系地下メタルケーブル延長 km とする。</p> <p>2 き線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定 [(1)~(5) 同左]</p> <p>(6) 局ごとに、架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長 km 及び対 km のそれぞれの合計からデータ系に係るものを控除したものを当該局の種別ごとの音声系架空メタルケーブル対 km、音声系架空メタルケーブル延長 km、音声系地下メタルケーブル対 km 及び音声系地下メタルケーブル延長 km とする。</p> <p>3 投資額の算定 [同左]</p> <p>局ごと種別ごとメタルケーブル投資額 = 当該種別音声系架空メタルケーブル対 km × 当該種別架空メタルケーブル対 km 単価 + 当該種別音声系架空メタルケーブル延長 km × 当該種別架空メタルケーブル延長 km 単価</p>
メタルケーブル	

加入系光ケーブル	<p>＋当該種別メタルI P 音声系地下メタルケーブル対 km×当該種別地下メタルケーブル対km単価 ＋当該種別メタルI P 音声系地下メタルケーブル延長 km×当該種別地下メタルケーブル延長km単価</p>	<p>1 略]</p> <p>2 き線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定 【(1)～(5) 略】</p> <p>(6) 局ごとに、架空光ケーブル及び地下光ケーブルの延長km及び心kmのそれぞれの合計からデータ系サービス及び光I P 電話に係るものを控除したものを当該局の種別ごとのメタルI P 音声系架空光ケーブル心km、メタルI P 音声系架空光ケーブル延長km、メタルI P 音声系地下光ケーブル心km及びメタルI P 音声系地下光ケーブル延長kmとする。</p> <p>3 投資額の算定 次の算定式により局ごとの光ケーブル投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、光ケーブル投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。</p> <p>局ごと光ケーブル投資額 ＝メタルI P 音声系加入系架空光ケーブル心km×加入系架空光ケーブル心km単価 ＋メタルI P 音声系加入系架空光ケーブル延長km×（<u>加入系架空光ケーブル延長km単価</u>＋加入系光ケーブル延長km災害対策増分単価） ＋メタルI P 音声系加入系地下光ケーブル心km×加入系地下光ケーブル心km単価 ＋メタルI P 音声系加入系地下光ケーブル延長km×（<u>加入系地下光ケーブル延長km単価</u>＋加入系光ケーブル延長km災害対策増分単価）</p>	
中継系光ケーブル		<p>1 設備量の算定 (1) 收容局ごとに、收容局とコア局間の伝送で經由する全てのループについて、<u>当該收容局のCWD M1ユニット数にCWD M1ユニット当たり心線数及び0.5を乗じた心線数を算定する。</u> 【(2)・(3) 略】 (4) ループごとに、PTNリンダ数にPTN高速インタフェース当たり心線数を乗じたものを当該ループのPTNリンダ心</p>	
加入系光ケーブル	<p>＋当該種別<u>音声系</u>地下メタルケーブル対km×当該種別地下メタルケーブル対km単価 ＋当該種別<u>音声系</u>地下メタルケーブル延長km×当該種別地下メタルケーブル延長km単価</p>	<p>1 同左]</p> <p>2 き線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定 【(1)～(5) 同左]</p> <p>(6) 局ごとに、架空光ケーブル及び地下光ケーブルの延長km及び心kmのそれぞれの合計からデータ系に係るものを控除したものを当該局の種別ごとの<u>音声系</u>架空光ケーブル心km、<u>音声系</u>架空光ケーブル延長km、<u>音声系</u>地下光ケーブル心km及び<u>音声系</u>地下光ケーブル延長kmとする。</p> <p>3 投資額の算定 【同左]</p> <p>局ごと光ケーブル投資額 ＝<u>音声系</u>加入系架空光ケーブル心km×加入系架空光ケーブル心km単価 ＋<u>音声系</u>加入系架空光ケーブル延長km×<u>加入系</u>架空光ケーブル延長km単価 ＋<u>音声系</u>加入系地下光ケーブル心km×加入系地下光ケーブル心km単価 ＋<u>音声系</u>加入系地下光ケーブル延長km×<u>加入系</u>地下光ケーブル延長km単価</p>	
中継系光ケーブル		<p>1 設備量の算定 (1) 收容局ごとに、收容局とコア局間の伝送で經由する全てのループについて、<u>冗長化後CWD M1ユニット数にCWD M1ユニット当たり心線数及び0.5を乗じた心線数を算定する。</u> 【(2)・(3) 同左]</p> <p>(4) ループごとに、PTNリンダ数にPTN高速インタフェース当たり心線数を乗じたものを当該ループのPTNリンダ心</p>	

線数とする。

⑤) ③のC WDM心線数、④のP T Nリング心線数、中継データファイバ分の心線数及び光子備心線数を合計したものを当該ループの必要心線数とし、これを光ケーブル最大規格心線数で除したものを(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を光ケーブル条数とする。

⑥) ⑤の光ケーブル条数から1を減じたものに光ケーブル最大規格心線数を乗じ、これと⑤の必要心線数との差分である余り心線数から選定される直近上位の規格心線数を加えたものを光ケーブル心線数とする。

⑦) ループごとに、⑤及び⑥で算定した光ケーブル心線数及び光ケーブル条数にそれぞれループ延長kmを乗じたものを当該ループの光ケーブル心km及び光ケーブル延長kmとする。

⑧) ⑦の光ケーブル心km及び光ケーブル延長kmからそれぞれ離島設備に係るものを控除し、中継線路架空比率により架空と地下に割り当てたものを中継系架空光ケーブル心km、中継系架空光ケーブル延長km、中継系地下光ケーブル心km及び中継系地下光ケーブル延長kmとする。

⑨) ループごとに、⑧の中継系架空光ケーブル心km、中継系架空光ケーブル延長km、中継系地下光ケーブル心km及び中継系地下光ケーブル延長kmからそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの(心数比及びQoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループのメタルIP音声系中継系架空光ケーブル心km、メタルIP音声系中継系地下光ケーブル延長km、メタルIP音声系中継系地下光ケーブル心km及びメタルIP音声系中継系地下光ケーブル延長kmとする。

2 投資額の算定

次の算定式によりループごと光ケーブル投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、光ケーブル投資額を算定する。

ループごと光ケーブル投資額

線数とし、これら心線数と、P T Nを共有しないデータ系心線数、③)のC WDM心線数、中継データファイバ分の心線数及び光子備心線数を合計したものを当該ループの必要心線数とする。

【新設】

⑤) ④の必要心線数を光ケーブル最大規格心線数で除したものを(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を光ケーブル条数とする。光ケーブル条数から1を減じたものに光ケーブル最大規格心線数を乗じ、これと④)の必要心線数との差分である余り心線数から選定される直近上位の規格心線数を加えたものを光ケーブル心線数とする。

⑥) ループごとに、⑤の光ケーブル心線数及び光ケーブル条数にそれぞれループ延長kmを乗じたものを当該ループの光ケーブル心km及び光ケーブル延長kmとする。

⑦) ⑥の光ケーブル心km及び光ケーブル延長kmからそれぞれ離島設備に係るものを控除し、設備中継線路架空比率により架空と地下に割り当てたものを中継系架空光ケーブル心km、中継系架空光ケーブル延長km、中継系地下光ケーブル心km及び中継系地下光ケーブル延長kmとする。

⑧) ループごとに、⑦の中継系架空光ケーブル心km、中継系架空光ケーブル延長km、中継系地下光ケーブル心km及び中継系地下光ケーブル延長kmからそれぞれデータ系に係るもの(心線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループの音声系中継系架空光ケーブル心km、音声系中継系架空光ケーブル延長km、音声系中継系地下光ケーブル心km及び音声系中継系地下光ケーブル延長kmとする。

2 投資額の算定

【同左】

ループごと光ケーブル投資額

	<p>＝<u>メートル I P 音声系</u>中継系架空光ケーブル心km×中継系架空光ケーブル心km単価</p> <p>＋<u>メートル I P 音声系</u>中継系架空光ケーブル延長km×中継系架空光ケーブル延長km単価</p> <p>＋<u>メートル I P 音声系</u>中継系地下光ケーブル心km×中継系地下光ケーブル心km単価</p> <p>＋<u>メートル I P 音声系</u>中継系地下光ケーブル延長km×中継系地下光ケーブル延長km単価</p>
海底光ケーブル	<p>1 設備量の算定</p> <p>【(1)～(5) 略】</p> <p>(6) ループごと、(2)及び(5)で算定した有中継海底光ケーブル心km、有中継海底光ケーブル延長km、無中継海底光ケーブル心km及び無中継海底光ケーブル延長km（それぞれ当該ループが属する全ての区間について合計したもの。）からそれぞれデータ系サービスに係るもの及び光 I P 電話に係るもの（<u>心線数比</u>及び<u>QOS 制御係数</u>を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループの<u>メートル I P 音声系</u>有中継海底光ケーブル心km、<u>メートル I P 音声系</u>有中継海底光ケーブル延長km、<u>メートル I P 音声系</u>無中継海底光ケーブル心km及び<u>メートル I P 音声系</u>無中継海底光ケーブル延長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式によりループごと海底光ケーブル投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、海底光ケーブル投資額を算定する。</p> <p>ループごと海底光ケーブル投資額</p> <p>＝<u>メートル I P 音声系</u>有中継海底光ケーブル心km×（有中継海底光ケーブル心km当たり単価＋海底光ケーブル心km当たり漁業補償費）</p> <p>＋<u>メートル I P 音声系</u>有中継海底光ケーブル延長km×有中継海底光ケーブル延長km当たり単価</p> <p>＋<u>メートル I P 音声系</u>無中継海底光ケーブル心km×（無中継海底光ケーブル心km当たり単価＋海底光ケーブル心km当たり漁業補償費）</p> <p>＋<u>メートル I P 音声系</u>無中継海底光ケーブル延長km×無中継海底光ケーブル延長km当たり単価</p>
海底中間中継伝送	1 設備量の算定

	<p>＝<u>音声系</u>中継系架空光ケーブル心km×中継系架空光ケーブル心km単価</p> <p>＋<u>音声系</u>中継系架空光ケーブル延長km×中継系架空光ケーブル延長km単価</p> <p>＋<u>音声系</u>中継系地下光ケーブル心km×中継系地下光ケーブル心km単価</p> <p>＋<u>音声系</u>中継系地下光ケーブル延長km×中継系地下光ケーブル延長km単価</p>
海底光ケーブル	<p>1 設備量の算定</p> <p>【(1)～(5) 同左】</p> <p>(6) ループごと、(2)及び(5)で算定した有中継海底光ケーブル心km、有中継海底光ケーブル延長km、無中継海底光ケーブル心km及び無中継海底光ケーブル延長km（それぞれ当該ループが属する全ての区間について合計したもの。）からそれぞれデータ系に係るもの（<u>心線数比</u>により算定するものとする。）を控除したものを当該ループの<u>音声系</u>有中継海底光ケーブル心km、<u>音声系</u>有中継海底光ケーブル延長km、<u>音声系</u>無中継海底光ケーブル心km及び<u>音声系</u>無中継海底光ケーブル延長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>【同左】</p> <p>ループごと海底光ケーブル投資額</p> <p>＝<u>音声系</u>有中継海底光ケーブル心km</p> <p>×（有中継海底光ケーブル心km当たり単価＋海底光ケーブル心km当たり漁業補償費）</p> <p>＋<u>音声系</u>有中継海底光ケーブル延長km</p> <p>×有中継海底光ケーブル延長km当たり単価</p> <p>＋<u>音声系</u>無中継海底光ケーブル心km</p> <p>×（無中継海底光ケーブル心km当たり単価＋海底光ケーブル心km当たり漁業補償費）</p> <p>＋<u>音声系</u>無中継海底光ケーブル延長km×無中継海底光ケーブル延長km当たり単価</p>
海底中間中継伝送	1 設備量の算定

装置	<p>〔1〕 略]</p> <p>(2) ループごとに、(1)の海底中間中継伝送装置数（当該ループが属する全ての区間について合計したもの。）からデータ系サービズ及び光IP電話に係るもの（心数比及びQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループの<u>マルチIP音声系海底中間中継伝送装置数</u>とする。</p> <p>〔3〕 略]</p> <p>(4) 局ごとに、(3)の海底中間中継伝送装置用給電装置数（当該局が属する全てのループについて合計したもの。）からデータ系サービズ及び光IP電話に係るもの（ループごとに心数比及びQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の<u>マルチIP音声系海底中間中継伝送装置用給電装置数</u>とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式によりループごと海底中間中継伝送装置投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、海底中間中継伝送装置投資額を算定する。また、局ごと海底中間中継伝送装置用給電装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、海底中間中継伝送装置投資額を算定する。</p> <p>ループごと海底中間中継伝送装置投資額</p> $= \text{マルチIP音声系海底中間中継伝送装置数} \times \text{海底中間中継伝送装置単価}$ <p>局ごと海底中間中継伝送装置用給電装置投資額</p> $= \text{マルチIP音声系海底中間中継伝送装置用給電装置数} \times \text{海底中間中継伝送装置用給電装置単価}$
無線伝送装置	<p>1 設備量の算定</p> <p>〔1〕・〔2〕 略]</p> <p>(3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定した変復調回線切替装置ユニット数、変復調回線切替装置架数、無線送受信装置ユニット数及び無線送受信装置架数からそれぞれデータ系サービズ及び光IP電話に係るもの（ループごとにQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の<u>マルチIP音声系変復調回線切替装置ユニット数</u>、<u>マルチIP音声系変復調回線切替装置架数</u>、<u>マルチIP音声系無線送受信装置ユニット数</u>及び<u>マルチIP音声系無線送受信装置架数</u>とする。</p>

装置	<p>〔1〕 同左]</p> <p>(2) ループごとに、(1)の海底中間中継伝送装置数（当該ループが属する全ての区間について合計したもの。）からデータ系に係るもの（心線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループの<u>海底中間中継伝送装置数</u>とする。</p> <p>〔3〕 同左]</p> <p>(4) 局ごとに、(3)の海底中間中継伝送装置用給電装置数（当該局が属する全てのループについて合計したもの。）からデータ系に係るもの（心線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の<u>音声系海底中間中継伝送装置用給電装置数</u>とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>〔同左]</p> <p>ループごと海底中間中継伝送装置投資額</p> $= \text{音声系海底中間中継伝送装置数} \times \text{海底中間中継伝送装置単価}$ <p>局ごと海底中間中継伝送装置用給電装置投資額</p> $= \text{音声系海底中間中継伝送装置用給電装置数} \times \text{海底中間中継伝送装置用給電装置単価}$
無線伝送装置	<p>1 設備量の算定</p> <p>〔1〕・〔2〕 同左]</p> <p>(3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定した変復調回線切替装置ユニット数、変復調回線切替装置架数、無線送受信装置ユニット数及び無線送受信装置架数からそれぞれデータ系に係るもの（最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の<u>音声系変復調回線切替装置ユニット数</u>、<u>音声系変復調回線切替装置架数</u>、<u>音声系無線送受信装置ユニット数</u>及び<u>音声系無線送受信装置架数</u>とする。</p>

	<p>2 投資額の算定 次の算定式により局ごと無線伝送装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、無線伝送装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと無線伝送装置投資額</p> $= \text{マルチルIP音声系変復調回線切替装置ユニット数} \times \text{変復調回線切替装置ユニット単価}$ $+ \text{マルチルIP音声系変復調回線切替装置架数} \times \text{変復調回線切替装置架・共通部単価}$ $+ \text{マルチルIP音声系無線送受信装置ユニット数} \times \text{無線送受信装置ユニット単価}$ $+ \text{マルチルIP音声系無線送受信装置架数} \times \text{無線送受信装置架・共通部単価}$		<p>2 投資額の算定 [同左]</p> <p>局ごと無線伝送装置投資額</p> $= \text{音声系変復調回線切替装置ユニット数} \times \text{変復調回線切替装置ユニット単価}$ $+ \text{音声系変復調回線切替装置架数} \times \text{変復調回線切替装置架・共通部単価}$ $+ \text{音声系無線送受信装置ユニット数} \times \text{無線送受信装置ユニット単価}$ $+ \text{音声系無線送受信装置架数} \times \text{無線送受信装置架・共通部単価}$
<p>インターネット変換装置</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 区間設備として無線伝送装置又は衛星通信設備が指定されている区間の両端の局ごとに、当該区間の通信量を勘案して求められた52Mbps数をインターネット変換装置ポート収容率で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)をインターネット変換装置インターネット数とする。</p> <p>〔2〕 略]</p> <p>(3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したインターネット変換装置インターネット数及びインターネット変換装置ユニット数(それぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの)からそれぞれデータ系サービズ及び光IP電話に係るもの(ループごとにQoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のマルチルIP音声系インターネット数及びマルチルIP音声系インターネット変換装置インターネット数とする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により局ごとインターネット変換装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、インターネット変換装置投資額を算定する。</p> <p>局ごとインターネット変換装置投資額</p> $= \text{マルチルIP音声系インターネット数} \times \text{インターネット変換装置ユニット単価}$ $+ \text{マルチルIP音声系インターネット変換装置インターネット数} \times \text{インターネット変換装置インターネット変換装置架・共通部単価}$	<p>インターネット変換装置</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 区間設備として無線伝送装置又は通信衛星設備が指定されている区間の両端の局ごとに、当該区間の通信量を勘案して求められた52Mbps数をインターネット変換装置ポート収容率で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)をインターネット変換装置インターネット数とする。</p> <p>〔2〕 同左]</p> <p>(3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したインターネット変換装置インターネット数及びインターネット変換装置ユニット数(それぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの)からそれぞれデータ系に係るもの(最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系インターネット変換装置インターネット数及び音声系インターネット変換装置インターネット数とする。</p> <p>2 投資額の算定 [同左]</p> <p>局ごとインターネット変換装置投資額</p> $= \text{音声系インターネット数} \times \text{インターネット変換装置ユニット単価}$ $+ \text{音声系インターネット変換装置インターネット数} \times \text{インターネット変換装置インターネット変換装置架・共通部単価}$

	無線アンテナ	ポータル単価
	無線アンテナ	<p>1 設備量の算定 【(1) 略】</p> <p>(2) 局ごとに、(1)の無線アンテナ数（当該局が属する全てのルータについて合計したもの。）からデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（ルータごとにQoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のマルチIP音声系無線アンテナ数とする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により局ごと無線アンテナ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、無線アンテナ投資額を算定する。</p> <p>局ごと無線アンテナ投資額＝マルチIP音声系無線アンテナ数×アンテナ単価</p>
	無線鉄塔	<p>1 設備量の算定 【(1) 略】</p> <p>(2) (1)の地上設置用無線鉄塔数及び屋上設置用無線鉄塔数からそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（ルータごとにQoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のマルチIP音声系地上設置用無線鉄塔数及びマルチIP音声系屋上設置用無線鉄塔数とする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により局ごと無線鉄塔投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、無線鉄塔投資額を算定する。</p> <p>局ごと無線鉄塔投資額 ＝マルチIP音声系地上設置用無線鉄塔数×地上設置用鉄塔単価 ＋マルチIP音声系屋上設置用無線鉄塔数×屋上設置用鉄塔単価</p>
	衛星通信設備	<p>1 設備量の算定 【(1)～(3) 略】</p> <p>(4) 局ごとに、(1)から(3)までにより求めた必要トランスポンダ数、TDMA装置架数、衛星送受信装置架数、衛星アンテナ数及び衛星回線制御装置架数（それぞれ当該局が属する全てのルータについて合計したもの。）からそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（ルータごとにQoS制御</p>

	無線アンテナ	
	無線アンテナ	<p>1 設備量の算定 【(1) 同左】</p> <p>(2) 局ごとに、(1)の無線アンテナ数（当該局が属する全てのルータについて合計したもの。）からデータ系に係るもの（最繁忙呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系無線アンテナ数とする。</p> <p>2 投資額の算定 【同左】</p> <p>局ごと無線アンテナ投資額＝音声系無線アンテナ数×アンテナ単価</p>
	無線鉄塔	<p>1 設備量の算定 【(1) 同左】</p> <p>(2) (1)の地上設置用無線鉄塔数及び屋上設置用無線鉄塔数からそれぞれデータ系に係るもの（最繁忙呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系地上設置用無線鉄塔数及び音声系屋上設置用無線鉄塔数とする。</p> <p>2 投資額の算定 【同左】</p> <p>局ごと無線鉄塔投資額 ＝音声系地上設置用無線鉄塔数×地上設置用鉄塔単価 ＋音声系屋上設置用無線鉄塔数×屋上設置用鉄塔単価</p>
	衛星通信設備	<p>1 設備量の算定 【(1)～(3) 同左】</p> <p>(4) 局ごとに、(1)から(3)までにより求めた必要トランスポンダ数、TDMA装置架数、衛星送受信装置架数、衛星アンテナ数及び衛星回線制御装置架数（それぞれ当該局が属する全てのルータについて合計したもの。）からそれぞれデータ系に係るもの（最繁忙呼量帯域比により算定するものとする。）</p>

	<p>(係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。) を控除したものを当該局のメタルIP音声系トランスポンダ数、メタルIP音声系TDMA装置架数、メタルIP音声系衛星送受信装置架数、メタルIP音声系衛星アンテナ数及びメタルIP音声系衛星回線制御装置架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと衛星通信設備投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、衛星通信設備投資額を算定する。</p> <p>局ごと衛星通信設備投資額</p> $= \text{メタルIP音声系トランスポンダ数} \times \text{トランスポンダ単価}$ $+ \text{メタルIP音声系TDMA装置架数} \times \text{TDMA装置架単価}$ $+ \text{メタルIP音声系衛星送受信装置架数} \times \text{衛星送受信装置架単価}$ $+ \text{メタルIP音声系衛星アンテナ数} \times \text{衛星アンテナ単価}$ $+ \text{メタルIP音声系衛星回線制御装置架数} \times \text{衛星回線制御装置架単価}$
加入系電柱	<p>1 設備量の算定</p> <p>局ごとに、架空メタルケーブル及び架空光ケーブルの敷設区間里程の総和を加入系電柱間隔で除したものを当該局の加入系電柱本数とし、データ系サービス及び光IP電話に係るものを控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系電柱本数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと加入系電柱投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系電柱投資額を算定する。</p> <p>局ごと加入系電柱投資額 = $\text{メタルIP音声系加入系電柱本数} \times \text{電柱単価} \times \text{電柱共架率}$</p>
中継系電柱	<p>1 設備量の算定</p> <p>ループごとに、中継系管路亘長km (離島設備の適用区間を除く。) に中継線路架空比率を乗じて中継系電柱間隔で除したものの(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。) を当該ループの中継系電柱本数とし、データ系サービス及び光IP電話に係るもの(心数比及びQoS制御係数を加味した最繁時帯域</p>

	<p>を控除したものを当該局の音声系トランスポンダ数、音声系TDMA装置架数、音声系衛星送受信装置架数、音声系衛星アンテナ数及び音声系衛星回線制御装置架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>[同左]</p> <p>局ごと衛星通信設備投資額</p> $= \text{音声系トランスポンダ数} \times \text{トランスポンダ単価}$ $+ \text{音声系TDMA装置架数} \times \text{TDMA装置架単価}$ $+ \text{音声系衛星送受信装置架数} \times \text{衛星送受信装置架単価}$ $+ \text{音声系衛星アンテナ数} \times \text{衛星アンテナ単価}$ $+ \text{音声系衛星回線制御装置架数} \times \text{衛星回線制御装置架単価}$
加入系電柱	<p>1 設備量の算定</p> <p>局ごとに、架空メタルケーブル及び架空光ケーブルの敷設区間里程の総和を電柱間隔で除したものを当該局の電柱本数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>[同左]</p> <p>局ごと加入系電柱投資額 = $\text{音声系加入系電柱本数} \times \text{加入系電柱単価} \times \text{電柱共架率}$</p>
中継系電柱	<p>1 設備量の算定</p> <p>ループごとに、中継系管路亘長km (離島設備の適用区間を除く。) に中継線路架空比率を乗じて電柱間隔で除したものの(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。) を当該ループの中継系電柱本数とし、データ系に係るもの(心線数比により算定するものとする。) を控除したものを当該ループの音声系中</p>

	<p>比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループのメタルIP音声系中継系電柱本数とする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式によりループごと中継系電柱投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系電柱投資額を算定する。 ループごと中継系電柱投資額＝メタルIP音声系中継系電柱本数×電柱単価</p>
加入系管路	<p>1 設備量の算定 〔(1)～(3) 略〕</p> <p>(4) (3)の加入系管路条km、加入系管路亘長km及び(2)のインターパイプ延長kmからそれぞれデータ系サービズ及び光IP電話に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系管路条km、メタルIP音声系加入系管路亘長km及びメタルIP音声系インターパイプ延長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。<u>この場合</u>に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。</p> <p>局ごと加入系管路投資額 ＝メタルIP音声系加入系管路条km×(加入系管路条km当たり単価＋管路条km当たり災害対策増分単価) ＋メタルIP音声系加入系管路亘長km×加入系管路亘長km当たり単価 ＋メタルIP音声系インターパイプ延長km×インターパイプ延長km当たり単価</p>
中継系管路	<p>1 設備量の算定 (1) ループごとに、ループ延長km(離島設備及び架空設備の適用区間を除く。)を中継系管路亘長kmとする。</p> <p>(2) 光ケーブル条数を中継管路当たり最大ケーブル条数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)を</p>

	<p>継系電柱本数とする。</p> <p>2 投資額の算定 〔同左〕</p> <p>ループごと中継系電柱投資額＝音声系中継系電柱本数×中継系電柱単価</p>
加入系管路	<p>1 設備量の算定 〔(1)～(3) 同左〕</p> <p>(4) (3)の加入系管路条km、加入系管路亘長km及び(2)のインターパイプ延長kmからそれぞれデータ系に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系加入系管路条km、音声系加入系管路亘長km及び音声系インターパイプ延長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。</p> <p>局ごと加入系管路投資額 ＝音声系加入系管路条km×(加入系管路条km当たり単価＋管路条km当たり災害対策増分単価) ＋音声系加入系管路亘長km×加入系管路亘長km当たり単価 ＋音声系インターパイプ延長km×インターパイプ延長km当たり単価</p>
中継系管路	<p>1 設備量の算定 (1) ループごとに、ループ延長km(離島設備及び架空設備の適用区間を除く。)を中継系管路亘長kmとし、光ケーブル条数を1管路当たり最大ケーブル条数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)を管路条数とし、中継系管路亘長kmに管路条数を乗じたものを中継系管路条kmとする。 〔新設〕</p>

	<p>管路条数とし、これに中継系管路亘長kmを乗じたものを中継系管路条数とする。</p> <p>(3) (1)及び(2)で算定した中継系管路条数km及び中継系管路亘長kmからそれぞれ中口径管路、共同溝、とう道の適用区間を控除し、データ系サービスマス及び光IP電話に係るもの(心数比及びQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループのマルチIP音声系中継系管路条数km及びマルチIP音声系中継系管路亘長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式によりループごと中継系管路投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該ループが属する都道府県の値とする。</p> <p>ループごと中継系管路投資額 $= \text{マルチIP音声系中継系管路条数km} \times (\text{中継系管路条数km 当たり単価} + \text{管路条数km 当たり災害対策増分単価})$ $+ \text{マルチIP音声系中継系管路亘長km} \times \text{中継系管路亘長km 当たり単価}$</p>
<p>加入系中口径管路</p>	<p>1 設備量の算定 〔(1)・(2) 略〕</p> <p>(3) 局ごとに、中口径管路亘長kmに加入系管路条数比率を乗じたものからデータ系サービスマス及び光IP電話に係るもの(マルチ回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のマルチIP音声系加入系中口径管路亘長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系中口径管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系中口径管路投資額を算定する。</p> <p>局ごと加入系中口径管路投資額 $= \text{マルチIP音声系加入系中口径管路亘長km} \times \text{中口径管路亘長km 当たり単価}$</p>
<p>中継系中口径管路</p>	<p>1 設備量の算定 (1) 局ごとに算定した中口径管路亘長kmを管路条数比率により当該局が属する各ループに案分したものを局ごと及びループ</p>
	<p>(2) (1)の中継系管路条数km及び中継系管路亘長kmからそれぞれ中口径管路、共同溝、とう道の適用区間を控除し、データ系に係るもの(心線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループの音声系中継系管路条数km及び音声系中継系管路亘長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式によりループごと中継系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、中継系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。</p> <p>ループごと中継系管路投資額 $= \text{音声系中継系管路条数km} \times (\text{中継系管路条数km 当たり単価} + \text{管路条数km 当たり災害対策増分単価})$ $+ \text{音声系中継系管路亘長km} \times \text{中継系管路亘長km 当たり単価}$</p>
<p>加入系中口径管路</p>	<p>1 設備量の算定 〔(1)・(2) 同左〕</p> <p>(3) 局ごとに、中口径管路亘長kmから、中継系中口径管路亘長kmを控除し、データ系に係るもの(加入系音声比率(電柱本数比率と管路延長比率とのいずれか大きい比率をいう。以下同じ。))により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系加入系中口径管路亘長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定 〔同左〕</p> <p>局ごと加入系中口径管路投資額 $= \text{音声系加入系中口径管路亘長km} \times \text{中口径管路亘長km 当たり単価}$</p>
<p>中継系中口径管路</p>	<p>1 設備量の算定 (1) 局ごとに算定した中口径管路亘長kmを、条数比率により当該局が属する各ループに案分する。</p>

	<p>ごとと中口径管路亘長kmとする。</p> <p>(2) ループごとと、(1)の局ごと及びループごとと中口径管路亘長kmに中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系サービンス及び光IP電話に係るもの(心数比及びQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループのメタルIP音声系中継系中口径管路亘長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式によりループごとと中継系中口径管路投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系中口径管路投資額を算定する。 ループごとと中継系中口径管路投資額 ＝メタルIP音声系中継系中口径管路亘長km×中口径管路亘長km当たり単価</p>
加入系共同溝	<p>1 設備量の算定 〔1〕 略]</p> <p>(2) 局ごととに、共同溝亘長kmに加入系管路条数比率を乗じたものからデータ系サービンス及び光IP電話に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系加入系共同溝亘長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により局ごとと加入系共同溝投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系共同溝投資額を算定する。 局ごとと加入系共同溝投資額 ＝メタルIP音声系加入系共同溝亘長km×共同溝亘長km当たり単価</p>
中継系共同溝	<p>1 設備量の算定 (1) 局ごととに算定した共同溝亘長kmを、管路条数比率により当該局が属する各ループに案分したものを局ごと及びループごとと共同溝亘長kmとする。</p> <p>(2) ループごととに、(1)の局ごと及びループごとと共同溝亘長kmに中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系サービンス及び光IP電話に係るもの(心数比及びQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループ</p>

	<p>(2) ループごと及び局ごととに、(1)の中口径管路亘長kmに中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系に係るもの(心線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループの音声系中継系中口径管路亘長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定 〔同左〕</p> <p>ループごとと中継系中口径管路投資額 ＝音声系中継系中口径管路亘長km×中口径管路亘長km当たり単価</p>
加入系共同溝	<p>1 設備量の算定 〔1〕 同左]</p> <p>(2) 局ごととに、共同溝亘長kmから中継系共同溝亘長kmを控除し、データ系に係るもの(加入系音声比率により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系加入系共同溝亘長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定 〔同左〕</p> <p>局ごとと加入系共同溝投資額 ＝音声系加入系共同溝亘長km×共同溝亘長km当たり単価</p>
中継系共同溝	<p>1 設備量の算定 (1) 局ごととに算定した共同溝亘長kmを、条数比率により当該局が属する各ループに案分する。</p> <p>(2) ループごと及び局ごととに、(1)の共同溝亘長kmに中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系に係るもの(心線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループの音声系中継系共同溝亘長kmとする。</p>

	<p>2 投資額の算定 次の算定式によりループごと中継系共同溝投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系共同溝投資額を算定する。 $\text{ループごと中継系共同溝投資額} = \text{メタル I P 音声系中継系共同溝 亘長 km} \times \text{共同溝 亘長 km}$ 当たり単価</p>
加入系とう道	<p>1 設備量の算定 [(1) 略] (2) 局ごとに、とう道 亘長 km に加入系管路条数比率を乗じたものからデータ系サービス及び光 I P 電話に係るもの (メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。) を控除したものを当該局の <u>メタル I P 音声系加入系</u> とう道 亘長 km とする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系とう道投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系とう道投資額を算定する。 $\text{局ごと加入系とう道投資額} = \text{メタル I P 音声系加入系とう道 亘長 km} \times (\text{とう道 亘長 km 当たり単価} + \text{とう道 亘長 km 当たり災害対策増分単価})$</p>
中継系とう道	<p>1 設備量の算定 (1) 局ごとに算定したとう道 亘長 km を、管路条数比率により当該局が属する各ループに<u>察分したものを局ごと及びループごととう道 亘長 km とする。</u> (2) ループごとに、(1)の局ごととう道 亘長 km に中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系サービス及び光 I P 電話に係るもの (心数比及び $\text{V} \cdot \text{Q} \cdot \text{S}$ 制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。) を控除したものを当該ループの <u>メタル I P 音声系中継系</u> とう道 亘長 km とする。 2 投資額の算定 次の算定式によりループごと中継系とう道投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系とう道投資額を算定する。</p>

	<p>2 投資額の算定 [同左] $\text{ループごと中継系共同溝投資額} = \text{音声系中継系共同溝 亘長 km} \times \text{共同溝 亘長 km}$ 当たり単価</p>
加入系とう道	<p>1 設備量の算定 [(1) 同左] (2) 局ごとに、とう道 亘長 km から中継系とう道 亘長 km を控除し、データ系に係るもの (加入系音声比率により算定するものとする。) を控除したものを当該局の <u>音声系加入系</u> とう道 亘長 km とする。 2 投資額の算定 [同左] $\text{局ごと加入系とう道投資額} = \text{音声系加入系とう道 亘長 km} \times (\text{とう道 亘長 km 当たり単価} + \text{とう道 亘長 km 当たり災害対策増分単価})$</p>
中継系とう道	<p>1 設備量の算定 (1) 局ごとに算定したとう道 亘長 km を、<u>条数比率</u>により当該局が属する各ループに<u>察分する。</u> (2) ループごと及び局ごとに、(1)のとう道 亘長 km に中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系に係るもの (心線数比により算定するものとする。) を控除したものを当該ループの <u>音声系中継系</u> とう道 亘長 km とする。 2 投資額の算定 [同左]</p>

	<p>ループごと中継系とう道投資額</p> $= \frac{\text{メタル I P 音声系中継系とう道 亘長 km} \times (\text{とう道 亘長 km 当たり単価} + \text{とう道 亘長 km 当たり災害対策増分単価})$
電線共同溝	<p>1 設備量の算定 [(1)・(2) 略]</p> <p>(3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したき線電線共同溝延長km及び配線電線共同溝延長kmの合計を当該局の電線共同溝延長kmとし、<u>データ系サービスマルI P 電話</u>に係るもの(メタル回線及びひ光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の<u>メタル I P 音声系電線共同溝延長km</u>とする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により局ごと電線共同溝投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、電線共同溝投資額を算定する。 局ごと電線共同溝投資額 $= \text{メタル I P 音声系電線共同溝延長 km} \times \text{電線共同溝延長 km 当たり単価}$ </p>
自治体管路	<p>1 設備量の算定 [(1)・(2) 略]</p> <p>(3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したき線自治体管路延長km及び配線自治体管路延長kmの合計を当該局の自治体管路延長kmとし、<u>データ系サービスマルI P 電話</u>に係るもの(メタル回線及びひ光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の<u>メタル I P 音声系自治体管路延長km</u>とする。</p> <p>[2 略]</p>
情報ボックス	<p>1 設備量の算定 [(1)・(2) 略]</p> <p>(3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したき線情報ボックス延長km及び配線情報ボックス延長kmの合計を当該局の情報ボックス延長kmとし、<u>データ系サービスマルI P 電話</u>に係るもの(メタル回線及びひ光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の<u>メタル I P 音声系情報ボックス延長km</u>とする。</p> <p>[2 略]</p>
空調設備	<p>1 R T—BOX (収容局) <u>メタル回線収容装置架数</u>及びF T T</p>

	<p>ループごと中継系とう道投資額</p> $= \text{音声系中継系とう道 亘長 km} \times (\text{とう道 亘長 km 当たり単価} + \text{とう道 亘長 km 当たり災害対策増分単価})$
電線共同溝	<p>1 設備量の算定 [(1)・(2) 同左]</p> <p>(3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したき線電線共同溝延長km及び配線電線共同溝延長kmの合計を当該局の電線共同溝延長kmとし、<u>データ系</u>に係るもの(メタル回線及びひ光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の<u>音声系電線共同溝延長km</u>とする。</p> <p>2 投資額の算定 [同左]</p> <p>局ごと電線共同溝投資額 $= \text{音声系電線共同溝延長 km} \times \text{電線共同溝延長 km 当たり単価}$ </p>
自治体管路	<p>1 設備量の算定 [(1)・(2) 同左]</p> <p>(3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したき線自治体管路延長km及び配線自治体管路延長kmの合計を当該局の自治体管路延長kmとし、<u>データ系</u>に係るもの(メタル回線及びひ光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の<u>音声系自治体管路延長km</u>とする。</p> <p>[2 同左]</p>
情報ボックス	<p>1 設備量の算定 [(1)・(2) 同左]</p> <p>(3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したき線情報ボックス延長km及び配線情報ボックス延長kmの合計を当該局の情報ボックス延長kmとし、<u>データ系</u>に係るもの(メタル回線及びひ光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の<u>音声系情報ボックス延長km</u>とする。</p> <p>[2 同左]</p>
空調設備	<p>1 R T—BOX (収容局) <u>音声収容装置架数</u>、総合デジタル通</p>

	<p>H架数（OLT及び光信号分離装置を設置する架の数をいう。）の合計が3以下で、かつ、共用架数が1以下のものに限る。）又は陸揚局の場合の局舎種別をいう。以下同じ。）に設置する場合の設備量の算定</p> <p>2 R T一BOX以外の局に設置する場合の設備量の算定</p> <p>(1) 局ごと及び空調区画ごとに設置される設備の電力容量の合計に発熱量換算係数を乗じ、空調設備の1台当たりの能力で除した値（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に空調設備予備台数を加えたものを空調設備台数とする。この場合において、投資額が最低となるように空調設備の種別（空調設備（大）又は空調設備（小））を選択する。</p> <p>(2) 空調区画及び空調設備の種別ごとに、(1)の空調設備台数からデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（電力容量比により算定するものとする。）を控除し、全ての空調区画について合計したものを当該局の種別ごとマルチIP音声系空調設備台数とする。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと空調設備投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、空調設備投資額を算定する。</p> $\begin{aligned} &= \text{マルチIP音声系空調設備 (大) 台数} \times \text{空調設備 (大)} \\ &\quad + \text{マルチIP音声系空調設備 (小) 台数} \times \text{空調設備 (小)} \end{aligned}$
電力設備（整流装置）	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 大規模局（相互接続局、コア局及び収容局（緊急通報受付台又はオペレーション設備を設置するものに限る。）をいう。以下同じ。）及び整流装置区画ごとに、所要電流値の合計を整流装置1系統当たり最大電流で除したものを（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を整流装置系統数とする。</p> <p>(2) (1)の所要電流値の合計を整流装置系統数及び整流器1ユニット当たり最大電流値で除したものを（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に整流器予備ユニット数を加えたものを整流装置1系統当たり整流器ユニット数とする。</p> <p>(3) (2)の整流装置1系統当たり整流器ユニット数から整流装置</p>

	<p>信回線収容交換機架数及び共用架数がそれぞれ1以下のものに限る。）又は陸揚局の場合の局舎種別をいう。以下同じ。）に設置する場合の設備量の算定</p> <p>2 R T一BOX以外の局に設置する場合の設備量の算定</p> <p>(1) 局ごと及び空調区画ごとに電力容量の合計に発熱量換算係数を乗じ、空調設備の1台当たりの能力で除した値（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に空調設備予備台数を加えたものを空調設備台数とする。この場合において、投資額が最低となるように空調設備の種別（空調設備（大）又は空調設備（小））を選択する。</p> <p>(2) 空調区画及び空調設備の種別ごとに、(1)の空調設備台数からデータ系に係るもの（電力容量比により算定するものとする。）を控除し、全ての空調区画について合計したものを当該局の種別ごと音声系空調設備台数とする。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>【同左】</p> $\begin{aligned} &= \text{音声系空調設備 (大) 台数} \times \text{空調設備 (大)} \\ &\quad + \text{音声系空調設備 (小) 台数} \times \text{空調設備 (小)} \end{aligned}$
電力設備（整流装置）	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 大規模局（コア局及び収容局（緊急通報設備又はオペレーション設備を設置するものに限る。）をいう。以下同じ。）ごとに、当該局に設置される設備（整流装置を要するものに限る。）の所要電流値の合計を整流装置1系統当たり最大電流で除したものを（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の整流装置系統数とする。</p> <p>(2) (1)の所要電流値の合計を整流装置系統数及び整流器1ユニット当たり最大電流値で除したものを（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に整流器予備ユニット数を加えたものを当該局の整流装置1系統当たりユニット数とする。</p> <p>(3) (2)の整流装置1系統当たりユニット数から整流装置基本部</p>

	<p>基本部収容可能整流装置数を減じ、整流装置増設架収容可能整流器数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を整流装置1系統当たり増設架数とする。</p> <p>(4) (1)の整流装置系統数を整流装置基本部数とし、(2)及び(3)で算定した整流装置1系統当たり増設架数及び整流装置1系統当たり整流器ユニット数のそれぞれに整流装置系統数を乗じたものを<u>整流装置増設架数</u>及び整流器ユニット数とする。</p> <p>(5) (4)の整流装置基本部数、整流装置増設架数及び整流器ユニット数からそれぞれデータ系ケーブル及びビ光IP電話に係るもの（電流比により算定するものとする。）を控除し、<u>全ての整流装置区画について合計したものを当該局のメタルIP音声系整流装置基本部数、メタルIP音声系整流装置増設架数及びメタルIP音声系整流器ユニット数</u>とする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により局ごと整流装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、整流装置投資額を算定する。 局ごと整流装置投資額 ＝<u>メタルIP音声系整流装置基本部数</u>×<u>整流装置基本部単価</u> ＋<u>メタルIP音声系整流装置増設架数</u>×<u>整流装置増設架単価</u> ＋<u>メタルIP音声系整流器ユニット数</u>×<u>整流器ユニット単価</u></p>
電力設備（直流変換電源装置）	<p>1 設備量の算定 〔1〕 略] (2) (1)の警察消防用回線所要電流値を直流変換電源装置1架当たり最大電流で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の<u>直流変換電源装置架数</u>とする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと直流変換電源装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、直流変換電源装置投資額を算定する。 局ごと直流変換電源装置投資額 ＝<u>直流変換電源装置架数</u>×<u>直流変換電源装置架当たり単価</u></p>
電力設備（交流無）	1 設備量の算定

	<p>収容可能整流装置数を減じ、整流装置増設架収容可能整流器数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の整流装置1系統当たり増設架数とする。</p> <p>(4) (1)の整流装置系統数を当該局の整流装置基本部数とする。<u>(2)及び(3)で算定した整流装置1系統当たり増設架数及び整流装置1系統当たりユニット数のそれぞれに整流装置系統数を乗じたものを当該局の整流装置増設架数</u>及び整流器ユニット数とする。</p> <p>(5) (4)の整流装置基本部数、整流装置増設架数及び整流器ユニット数からそれぞれデータ系に係るもの（電流比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の<u>音声系整流装置基本部数、音声系整流装置増設架数及び音声系整流器ユニット数</u>とする。</p> <p>2 投資額の算定 〔同左〕 局ごと整流装置投資額 ＝<u>音声系整流装置基本部数</u>×<u>整流装置基本部単価</u> ＋<u>音声系整流装置増設架数</u>×<u>整流装置増設架単価</u> ＋<u>音声系整流器ユニット数</u>×<u>整流器ユニット単価</u></p>
電力設備（直流変換電源装置）	<p>1 設備量の算定 〔1〕 同左〕 (2) (1)の警察消防用回線所要電流値を直流変換電源装置1架最大電流で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の<u>音声系直流変換電源装置架数</u>とする。 2 投資額の算定 〔同左〕 局ごと直流変換電源装置投資額 ＝<u>音声系直流変換電源装置架数</u>×<u>直流変換電源装置架当たり単価</u></p>
電力設備（交流無）	1 設備量の算定

停電電源装置)

- (1) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流100Vを要する設備の交流100V所要電力の合計を交流100V総所要電力としてこれを交流無停電電源装置(100V用最大規格)の規定容量で除したものの(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の交流無停電電源装置(100V用最大規格)台数とする。また、それによって生じた交流100V総所要電力の余りから交流無停電電源装置(100V用直近上位規格)を選定し、当該交流無停電電源装置(100V用直近上位規格)の台数を1とする。
- (2) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流200Vを要する設備の交流200V所要電力の合計を交流200V総所要電力としてこれを交流無停電電源装置(200V用最大規格)の規定容量で除したものの(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の交流無停電電源装置(200V用最大規格)台数とする。また、それによって生じた交流200V総所要電力の余りから交流無停電電源装置(200V用直近上位規格)を選定し、当該交流無停電電源装置(200V用直近上位規格)の台数を1とする。
- (3) (1)及び(2)で算定した規格ごとの交流無停電電源装置(100V)台数及び規格ごとの交流無停電電源装置(200V)台数からそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの(当該局の電力容量比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の規格ごとメタルIP音声系交流無停電電源装置(100V)台数及び規格ごとメタルIP音声系交流無停電電源装置(200V)台数とする。
- ② 投資額の算定
次の算定式により局ごとに規格ごと交流無停電電源装置(100V)投資額及び規格ごと交流無停電電源装置(200V)投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、交流無停電電源装置投資額を算定する。
- 規格ごと交流無停電電源装置(100V)投資額
＝当該規格メタルIP音声系交流無停電電源装置(100V)単価
V)台数×当該規格交流無停電電源装置(100V)単価
- 規格ごと交流無停電電源装置(200V)投資額
＝当該規格メタルIP音声系交流無停電電源装置(200V)単価
V)台数×当該規格交流無停電電源装置(200V)単

停電電源装置)

- (1) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流100Vを要する設備の交流100V所要容量の合計を交流無停電電源装置(100V用最大規格)の規定容量で除したものの(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の交流無停電電源装置(100V)台数とする。また、それによって生じた交流100V所要容量の余りから選定される交流無停電電源装置(100V用直近上位規格)台数を交流無停電電源装置(100V)台数に加える。
- (2) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流200Vを要する設備の交流200V所要容量の合計を交流無停電電源装置(200V用最大規格)の規定容量で除したものの(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の交流無停電電源装置(200V)台数とする。また、それによって生じた交流200V所要容量の余りから選定される交流無停電電源装置(200V用直近上位規格)台数を交流無停電電源装置(200V)台数に加える。
- (3) (1)及び(2)で算定した交流無停電電源装置(100V)台数及び交流無停電電源装置(200V)台数からそれぞれデータ系に係るもの(当該局の電力容量比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系交流無停電電源装置(100V)台数及び音声系交流無停電電源装置(200V)台数とする。
- ② 投資額の算定
次の算定式により局ごとに種別ごと交流無停電電源装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、交流無停電電源装置投資額を算定する。
- 種別ごと交流無停電電源装置投資額
＝当該種別音声系交流無停電電源装置台数×当該種別交流無停電電源装置単価

電力設備 (蓄電池)	値
	<p>1 大規模局に設置する場合の設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の合計に大規模局整流装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の整流装置用蓄電池容量とし、これを整流装置用蓄電池 (最大規格) の規定容量で除したものの (1) に満たない端数は、切り捨てるものとする。) を当該局の整流装置用蓄電池 (最大規格) 組数とする。また、それによって生じた整流装置用蓄電池容量の余りから整流装置用蓄電池 (直近上位規格) を選定し、当該整流装置用蓄電池 (直近上位規格) の組数を 1 とする。</p> <p>(2) 局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置 (100V) の所要電流値の合計に大規模局整流装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池容量とし、これを交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池 (最大規格) の規定容量で除したものの (1) に満たない端数は、切り捨てるものとする。) を当該局の交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池 (最大規格) 組数とする。また、それによって生じた交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池容量の余りから交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池 (直近上位規格) を選定し、当該局の交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池 (直近上位規格) の組数を 1 とする。</p> <p>(3) 局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置 (200V) の所要電流値の合計に大規模局整流装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池容量とし、これを交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池 (最大規格) の規定容量で除したものの (1) に満たない端数は、切り捨てるものとする。) を当該局の交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池 (最大規格) 組数とする。また、それによって生じた交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池容量の余りから交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池 (直近上位規格) を選定し、当該局の交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池 (直近上位規格) の組数を 1 とする。</p> <p>(4) (1) から (3) まで算定した規格ごとの整流装置用蓄電池組数、交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池組数及び交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池組数からそれぞれデータ系サービス及びび光 IP 電話に係るもの (当該局の電力容量比に上</p>

電力設備 (蓄電池)	値
	<p>1 大規模局に設置する場合の設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の合計に大規模局整流装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の整流装置用蓄電池容量とする。</p> <p>(2) 局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置 (100V) の所要電流値の合計に大規模局交流無停電電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池容量とする。また、当該局に設置される交流無停電電源装置 (200V) の所要電流値の合計に大規模局交流無停電電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池容量とする。</p> <p>(3) 種別ごとに、(1) 及び (2) で算定した蓄電池容量を蓄電池 (種別ごと) 最大規格) の規定容量で除したものの (1) に満たない端数は、切り捨てるものとする。) を当該局の種別ごと蓄電池 (最大規格) 組数とする。また、それによって生じた蓄電池容量の余りから選定される蓄電池 (種別ごと) 直近上位規格) 組数を種別ごと蓄電池組数に加える。</p> <p>(4) 種別ごとに、(3) の蓄電池組数からデータ系に係るもの (当該局の電力容量比により算定するものとする。) を控除したものを当該局の種別ごと音声系蓄電池組数とする。</p>

り算定するものとする。)を控除したものを当該局の規格ごとメタルI P音声系整流装置用蓄電池組数、規格ごとメタルI P音声系交流無停電電源装置(100V)用蓄電池組数及び規格ごとメタルI P音声系交流無停電電源装置(200V)用蓄電池組数とする。

2 小規模局(大規模局以外の局をいう。以下同じ。)に設置する場合の設備量の算定

(1) 局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値の合計に小規模局用電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の小規模局用電源装置用蓄電池容量とし、これを小規模局用電源装置用蓄電池(最大規格)の規定容量で除したものの(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の小規模局用電源装置用蓄電池(最大規格)組数とする。また、それによって生じた小規模局用電源装置用蓄電池容量の余りから小規模局用電源装置用蓄電池(直近上位規格)を選定し、当該小規模局用電源装置用蓄電池(直近上位規格)の組数を1とする。

【割る】

(2) (1)で算定した規格ごとの小規模局用電源装置用蓄電池組数からデータサービス及び光I P電話に係るもの(当該局の電流比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の規格ごとメタルI P音声系小規模局用電源装置用蓄電池組数とする。

3 投資額の算定

次の算定式により局ごとに規格ごと整流装置用蓄電池投資額、規格ごと交流無停電電源装置(100V)用蓄電池投資額、規格ごと交流無停電電源装置(200V)用蓄電池投資額及び規格ごと小規模局用電源装置用蓄電池投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、蓄電池投資額を算定する。

規格ごと整流装置用蓄電池投資額

＝当該規格メタルI P音声系整流装置用蓄電池組数×当該規格整流装置用蓄電池単価

2 小規模局(大規模局以外の局をいう。以下同じ。)に設置する場合の設備量の算定

(1) 局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置用蓄電池の所要電流値の合計に小規模局用電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の小規模局用電源装置用蓄電池容量とする。

(2) (1)の小規模局用電源装置用蓄電池容量を整流装置用蓄電池(最大規格)の規定容量で除したものの(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の小規模局用電源装置用蓄電池(最大規格)組数とする。また、それによって生じた蓄電池容量の余りから選定される蓄電池(整流装置用直近上位規格)組数を蓄電池組数に加える。

(3) (2)の蓄電池組数からデータ系に係るもの(当該局の電流比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系小規模局用電源装置用蓄電池組数とする。

3 投資額の算定

次の算定式により局ごとに種別ごと蓄電池投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、蓄電池投資額を算定する。

種別ごと蓄電池投資額

＝当該種別音声系蓄電池組数×当該種別蓄電池単価

	<p>規格ごと交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池投資額 =当該規格メートルIP音声系交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池組数×当該規格交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池単価 規格ごと交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池投資額 =当該規格メートルIP音声系交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池組数×当該規格交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池単価 規格ごと小規模局用電源装置用蓄電池投資額 =当該規格メートルIP音声系小規模局用電源装置用蓄電池組数×当該規格小規模局用電源装置用蓄電池単価</p>	
電力設備 (受電装置)	<p>1 設備量の算定 (1) 大規模局ごとに、当該局に設置される整流装置を要する設備の所要電流値の合計に整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを整流装置受電容量とする。 (2) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置 (100V) を要する設備の所要電力容量及び交流無停電電源装置 (200V) を要する設備の所要電力容量の合計を交流無停電電源装置総合効率で除したものを交流無停電電源装置電力容量とする。 (3) 大規模局ごとに、当該局の種類ごと空調設備台数に当該種別ごとの空調設備1台当たり電力容量を乗じたものを全ての種別について合計したものを空調設備電力容量とする。 〔割る〕 (4) (1)から(3)までにより求めた電力容量の合計を当該局の受電装置所要容量とし、これを受電装置 (最大規格) の規定容量で除したものの (1)に満たない端数は、切り捨てるものとする。 () を当該局の受電装置 (最大規格) 台数とする。また、それによって生じた受電装置所要容量の余りから受電装置 (直近上位規格) を選定し、当該受電装置 (直近上位規格) の台数を1とする。 (5) (1)から(4)までにおいて、メートルIP電話相当分の所要電力容量により算定した受電装置所要容量を当該局のメートルIP音声系受電装置所要容量とする。</p> <p>2 投資額の算定</p>	<p>電力設備 (受電装置)</p> <p>1 設備量の算定 (1) 大規模局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の合計に整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを整流装置受電容量とする。 (2) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置 (100V) の所要容量及び交流無停電電源装置 (200V) の所要容量の合計を交流無停電電源装置総合効率で除したものを交流無停電電源装置容量とする。 (3) 大規模局ごとに、当該局に設置される空調設備の種類ごと電力容量の合計を空調設備電力容量とする。 (4) 大規模局ごとに、当該局の建物付帯設備面積に単位面積当たり建物付帯設備受電容量を乗じたものを建物付帯設備受電容量とする。 (5) (1)から(4)までにより求めた電力容量の合計を当該局の受電装置所要容量とし、これを受電装置 (最大規格) の規定容量で除したものの (1)に満たない端数は、切り捨てるものとする。 () を当該局の受電装置 (最大規格) 台数とする。また、それによって生じた受電装置所要容量の余りから選定される受電装置 (直近上位規格) 台数を受電装置台数に加える。 (6) (1)から(5)までにおいて、音声相当分の所要容量により算定した受電装置所要容量を当該局の音声系受電装置所要容量とする。</p> <p>2 投資額の算定</p>

	<p>次の算定式により局ごとと受電装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、受電装置投資額を算定する。</p> <p>局ごとと受電装置投資額 $= \text{メタル I P 音声系受電装置所要容量} \times \text{受電装置単位容量当たり単価}$</p>	電力設備 (発電装置)	<p>[同左]</p> <p>局ごとと受電装置投資額 $= \text{音声系受電装置所要容量} \times \text{受電装置単位容量当たり単価}$</p>
電力設備 (発電装置)	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 大規模局ごとに、当該局に設置される整流装置の整流器ユニット数の合計に整流器1ユニット当たり最大電流及び整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを整流装置発電容量とする。</p> <p>(2) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置(100V)を要する設備の所要電力容量及び交流無停電電源装置(200V)を要する設備の所要電力容量の合計を交流無停電電源装置総合効率で除したものを交流無停電電源装置電力容量とする。</p> <p>(3) 大規模局ごとに、当該局の種別ごと空調設備台数に当該種別ごとの空調設備1台当たり電力容量を乗じたものを全ての種別について合計したものを空調設備電力容量とする。 [割る]</p> <p>(4) (1)から(3)までにより求めた電力容量の合計を当該局の発電装置所要容量とし、これを発電装置(最大規格)の規定容量で除したものを(1)に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の発電装置(最大規格)台数とする。また、それによって生じた発電装置所要容量の余りから発電装置(直近上位規格)台数を選定し、当該発電装置(直近上位規格)の台数を1とする。</p> <p>(5) (1)から(4)までにおいて、メタル I P 電話相当分のユニット数及び所要電力容量により算定した発電装置所要容量を当該局のメタル I P 音声系発電装置所要容量とする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により局ごとと発電装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、発電装置投資額を算定する。</p> <p>局ごとと発電装置投資額 $= \text{メタル I P 音声系発電装置所要容量} \times (\text{発電装置単位容量当たり単価} + \text{発電装置単位容量当たり停電対策増量})$</p>	電力設備 (発電装置)	<p>(1) 設備量の算定</p> <p>(1) 大規模局ごとに、当該局に設置される整流装置のユニット数の合計に整流器1ユニット当たり最大電流及び整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを整流装置発電容量とする。</p> <p>(2) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置(100V)の所要容量及び交流無停電電源装置(200V)の所要容量の合計を交流無停電電源装置総合効率で除したものを交流無停電電源装置容量とする。</p> <p>(3) 大規模局ごとに、当該局に設置される空調設備の種別ごと電力容量の合計を空調設備電力容量とする。</p> <p>(4) 大規模局ごとに、当該局の建物付帯設備面積に単位面積当たり建物付帯設備発電容量を乗じたものを建物付帯設備発電容量とする。</p> <p>(5) (1)から(4)までにより求めた電力容量の合計を当該局の発電装置所要容量とし、これを発電装置(最大規格)の規定容量で除したものを(1)に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の発電装置(最大規格)台数とする。また、それによって生じた発電装置所要容量の余りから選定される発電装置(直近上位規格)台数を発電装置台数に加える。</p> <p>(6) (1)から(5)までにおいて、音声相当分のユニット数及び所要容量により算定した発電装置所要容量を当該局の音声系発電装置所要容量とする。</p> <p>2 投資額の算定 [同左]</p> <p>局ごとと発電装置投資額 $= \text{音声系発電装置所要容量} \times (\text{発電装置単位容量当たり単価} + \text{発電装置単位容量当たり停電対策増分単価})$</p>

電力設備（小規模局用電源装置）	<p style="text-align: center;">分単価)</p> <p>1 RT-BOX以外の小規模局に設置する場合の設備量の算定局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値の合計を小規模局用電源装置（RT-BOX以外の小規模局用）の1台当たり最大電流で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の小規模局用電源装置（RT-BOX以外の小規模局用）台数とし、データ系サービズ及び光IP電話に係るもの（電流比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系小規模局用電源装置（RT-BOX以外の小規模局用）台数とする。</p> <p>2 RT-BOXに設置する場合の設備量の算定</p> <p>1) 局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値の合計を小規模局用電源装置（RT-BOX用最大規格）1台当たり最大電流で除したものの（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の小規模局用電源装置（RT-BOX用最大規格）台数とする。また、それによって生じた所要電流値の余りから小規模局用電源装置（RT-BOX用直近上位規格）を選定し、当該小規模局用電源装置（RT-BOX用直近上位規格）の台数を1台とする。</p> <p>2) (1)で算定した規格ごとの小規模局用電源装置（RT-BOX用）台数からデータ系サービズ及び光IP電話に係るもの（電流比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の規格ごとメタルIP音声系小規模局用電源装置（RT-BOX用）台数とする。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとに小規模局用電源装置（RT-BOX以外の小規模局用）投資額及び規格ごと小規模局用電源装置（RT-BOX用）投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、小規模局用電源装置投資額を算定する。</p> <p style="margin-left: 2em;">小規模局用電源装置（RT-BOX以外の小規模局用）投資額</p> <p style="margin-left: 4em;">＝メタルIP音声系小規模局用電源装置（RT-BOX以外の小規模局用）台数×小規模局用電源装置（RT-BOX以外の小規模局用）単価</p> <p style="margin-left: 2em;">規格ごと小規模局用電源装置（RT-BOX用）投資額</p> <p style="margin-left: 4em;">＝当該規格メタルIP音声系小規模局用電源装置（RT-</p>
-----------------	---

電力設備（小規模局用電源装置）	<p>1 RT-BOX以外の小規模局に設置する場合の設備量の算定局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値の合計を小規模局用電源装置の1台当たり最大電流で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の小規模局用電源装置台数とし、データ系に係るもの（電流比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系小規模局用電源装置台数とする。</p> <p>2 RT-BOXに設置する場合の設備量の算定</p> <p>局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値の合計を小規模局用電源装置（RT-BOX用最大規格）の1台当たり最大電流で除したものの（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の小規模局用電源装置台数とする。また、それによって生じた所要電流値の余りから選定される小規模局用電源装置（RT-BOX用直近上位規格）台数を小規模局用電源装置台数に加え、データ系に係るもの（電流比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系小規模局用電源装置台数とする。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとに種別ごと小規模局用電源装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、小規模局用電源装置投資額を算定する。</p> <p style="margin-left: 2em;">種別ごと小規模局用電源装置投資額</p> <p style="margin-left: 4em;">＝当該種別音声系小規模局用電源装置台数×当該種別小規模局用電源装置単価</p>
-----------------	--

	<p>—BOX用) 台数×当該規格小規模局用電源装置 (RT—BOX用) 単価</p>
<p>電力設備 (可搬型発動発電機)</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 所要電流値ごとに、可搬型発動発電機設置台数に可搬型発動発電機規定容量を乗じ、全ての所要電流値について合計したものを可搬型発動発電機所要容量とする。</p> <p>(2) 可搬型発動発電機所要容量を小規模局ごとの総電流比により配賦したものを当該局の可搬型発動発電機所要容量とし、データ系サービス及びび光IP電話に係るもの(当該局の電力容量比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のマルチIP音声系可搬型発動発電機所要容量とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとに可搬型発動発電機投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、可搬型発動発電機投資額を算定する。</p> <p>可搬型発動発電機投資額 =マルチIP音声系可搬型発動発電機所要容量×可搬型発動発電機単位容量当たり単価</p>
<p>機械室建物</p>	<p>1 RT—BOX以外の局の機械室建物の設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、次のアからエまでにより求めた面積の合計を当該局のネットワーク設備面積とする。</p> <p>ア <u>マルチ回線収容装置の架数に当該設備の架当たり面積を乗じたもの</u></p> <p>イ <u>CSSの架数及びCSS用DBの架数に、それぞれ当該設備の架当たり面積を乗じたものを合計したもの</u></p> <p>ロ <u>無線伝送装置の変復調回線切替装置の架数及び無線受信装置の架数に、それぞれ当該装置の架当たり面積を乗じたものを合計したもの</u></p>

<p>電力設備 (可搬型発動発電機)</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 所要電流値ごとに、可搬型発動発電機設置台数に可搬型発動発電機規定容量を乗じ、全ての所要電流値について合計したものを可搬型発動発電機容量とする。</p> <p>(2) 小規模局ごとに、可搬型発動発電機容量を総電流の割合にに応じて割り当てたものを当該局の可搬型発動発電機容量とし、データ系に係るもの(当該局の電力容量比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系可搬型発動発電機容量とする。</p> <p>2 投資額の算定 [同左]</p> <p>可搬型発動発電機投資額 =音声系可搬型発動発電機所要容量×可搬型発動発電機単位容量当たり単価</p>
<p>機械室建物</p>	<p>1 RT—BOX以外の局の機械室建物の設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、次のアからエまでにより求めた面積の合計を当該局のネットワーク設備面積とする。</p> <p>ア <u>専用架搭載設備(音声収容装置、総合デジタル通信回線収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機用DB、CSS、MGW、XCM、無線伝送装置、衛星通信設備、消防警察トランク、警察消防回線集約装置及び信号用中継交換機)ごとに当該設備の架数に架当たり面積を乗じたものを全ての設備について合計したもの</u></p> <p>イ <u>単独設置設備(主配線盤、光ケーブル成端架、海底中間中継伝送装置及びオペレーション設備)ごとに当該設備のユニット数に1ユニット当たり面積を乗じたものを全ての設備について合計したもの</u> [新設]</p>

<p>エ 衛星通信設備のTDM A装置の架数、衛星送受信装置の架数及び衛星回線制御装置の架数に、それぞれ当該装置の架当たり面積を乗じたものを合計したもの</p>	<p>【新設】</p>
<p>オ 消防警察トランクの架数に当該設備の架当たり面積を乗じたもの</p>	<p>【新設】</p>
<p>カ 警察消防回線集約装置の架数に当該設備の架当たり面積を乗じたもの</p>	<p>【新設】</p>
<p>キ SBCの架数、ENUMサーバの架数、DNSサーバの架数及び相互接続局共通設備の架数の合計に相互接続局設備共用架当たり面積を乗じたもの</p>	<p>【新設】</p>
<p>ク 主配線盤収容端子数を10,000で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に1万端子当たり必要主配線盤長を乗じたものに、作業スペース込みの主配線盤幅を乗じたもの</p>	<p>【新設】</p>
<p>ク 種別ごとに、光ケーブル成端架収容心線数を光ケーブル成端架単位面積当たり最大収容端子数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に光ケーブル成端架単位面積を乗じたものを、全ての種別について合計したもの</p>	<p>【新設】</p>
<p>コ 海底中間中継伝送装置用給電装置数に海底中間中継伝送装置給電装置の装置当たり面積を乗じたもの</p>	<p>【新設】</p>
<p>ク オペレーション設備の所要面積 コ 共用架搭載設備（マルチ回線収容装置用L2SW、音声収容ルータ、共用収容ルータ、共用コアルータ、コア局用L2SW、PTN、CWDM、中間中継伝送装置、インタフェース変換装置、関門系ルータ及び相互接続局用L2SW）ごとに当該設備のユニット数をそれぞれの共用架当たり最大搭載ユニット数で除し、全ての設備について合計したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の共用架数とし、これに共用架当たり所要面積を乗じたもの</p>	<p>【新設】 コ 共用架搭載設備（音声収容装置用L2SW、音声収容ルータ、共用収容ルータ、共用コアルータ、コア局用L2SW、PTN、CWDM、中間中継伝送装置、SGW、MGW、C及びインタフェース変換装置）ごとに、当該設備のユニット数を共用架当たり最大搭載ユニット数で除し、全ての設備について合計したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の共用架数とし、これに共用架当たり所要面積を乗じたもの</p>
<p>ク マルチ回線収容装置、光信号分離装置、OLT、CS、海底中間中継伝送装置、無線伝送装置、衛星通信設備、消</p>	<p>【新設】 コ 音声収容装置、総合デジタル通信回線収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機用DB、CS、MGW、XC</p>

	<p>防警察トランク及び警察消防回線集約装置の各設備並びに相互接続局設備共用架及び共用架の更改のための面積のうち最大のものを</p> <p>(2) 局ごとに、次のアからクまでにより求めた面積の合計を当該局の電力設備面積とする。</p> <p>【ア・イ 略】</p> <p>ウ 交流無停電電源装置種別及び規格ごとに、交流無停電電源装置台数に交流無停電電源装置所要面積を乗じたものの合計</p> <p>エ 蓄電池種別及び規格ごとに、蓄電池組数に蓄電池所要面積を乗じたものの合計</p> <p>オ 受電装置規格ごとに、受電装置台数に受電装置所要面積を乗じたものの合計</p> <p>カ 発電装置規格ごとに、発電装置台数に発電装置所要面積を乗じたものの合計</p> <p>キ 小規模局用電源装置種別及び規格ごとに、小規模局用電源装置台数に小規模局用電源装置所要面積を乗じたものの合計</p> <p>ク 整流装置、交流無停電電源装置、蓄電池、受電装置及び小規模局用電源装置の各設備の更改のための面積の合計</p> <p>【(3) 略】</p> <p>(4) 局ごとに、<u>(1)クで算定した面積を当該局のケーブル室面積とする。</u></p> <p>【(5) 略】</p> <p>(6) (1)から(5)までにより求めたネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積、ケーブル室面積及び建物付帯設備面積の合計を当該局の機械室建物面積とする。</p> <p><u>(7) (1)から(6)までにおいて、マルチIP電話相当分の面積により算定した機械室建物面積を当該局のマルチIP音声系機械室建物面積とする。</u></p> <p>2 RT-BOXの機械室建物の設備量の算定 RT-BOX数を1とし、データ系サービス及び光IP電話に係るもの(機械室建物の所要面積比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のマルチIP音声系RT-BOX数とする。</p> <p>3 投資額の算定</p>
--	---

	<p>M、海底中間中継伝送装置、無線伝送装置、衛星通信設備、消防警察トランク、警察消防回線集約装置、信号用中継交換機及び共用架の各設備の更改面積のうち最大のものを</p> <p>(2) 同左】</p> <p>【ア・イ 同左】</p> <p>ウ 交流無停電電源装置種別ごとに、交流無停電電源装置台数に交流無停電電源装置所要面積を乗じたものの合計</p> <p>エ 蓄電池種別ごとに、蓄電池組数に蓄電池所要面積を乗じたものの合計</p> <p>オ 受電装置種別ごとに、受電装置台数に受電装置所要面積を乗じたものの合計</p> <p>カ 発電装置種別ごとに、発電装置台数に発電装置所要面積を乗じたものの合計</p> <p>キ 小規模局用電源装置種別ごとに、小規模局用電源装置台数に小規模局用電源装置所要面積を乗じたものの合計</p> <p>ク 整流装置、交流無停電電源装置、蓄電池、受電装置及び小規模局用電源装置の各設備の更改面積の合計</p> <p>【(3) 同左】</p> <p>(4) 局ごとに、<u>(1)の面積のうち主配線盤の所要面積を当該局のケーブル室面積とする。</u></p> <p>【(5) 同左】</p> <p>(6) (1)から(5)までにより求めたネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積、ケーブル室面積及び建物付帯設備面積の合計を当該局の機械室建物面積とし、データ系に係るものを控除したものを当該局の音声系機械室建物面積とする。</p> <p>【新設】</p> <p>2 RT-BOXの機械室建物の設備量の算定 RT-BOX数を1とし、データ系に係るもの(機械室建物面積比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系RT-BOX数とする。</p> <p>3 投資額の算定</p>
--	--

	<p>次の算定式により局ごと機械室建物投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、機械室建物投資額を算定する。</p> <p>(1) 局舎種別が複数階局の場合 局ごと機械室建物投資額 ＝メタルIP音声系機械室建物面積×(複数階局機械室建物建設単価＋<u>複数階局機械室建物災害対策増分単価</u>)</p> <p>(2) 局舎種別が無線単独局又は衛星通信単独局の場合 局ごと機械室建物投資額 ＝メタルIP音声系機械室建物面積×<u>局舎種別ごと機械室建物建設単価</u></p> <p>(3) 局舎種別が平屋局であって(2)以外の場合 局ごと機械室建物投資額 ＝メタルIP音声系機械室建物面積×(平屋局機械室建物建設単価＋<u>平屋局機械室建物災害対策増分単価</u>)</p> <p>(4) 局舎種別がRT-BOXの場合 局ごと機械室建物投資額 ＝メタルIP音声系RT-BOX数×RT-BOX単価</p>	機械室土地	<p>[同左]</p> <p>(1) 局舎種別が複数階局の場合 局ごと機械室建物投資額 ＝<u>音声系機械室建物面積</u>×(機械室建物建設単価＋<u>機械室建物災害対策増分単価</u>)</p> <p>(2) 局舎種別が平屋局であって離島単独局の場合 局ごと機械室建物投資額 ＝<u>音声系機械室建物面積</u>×<u>機械室建物建設単価</u></p> <p>(3) 局舎種別が平屋局であって(2)以外の場合 局ごと機械室建物投資額 ＝<u>音声系機械室建物面積</u>×(機械室建物建設単価＋<u>機械室建物災害対策増分単価</u>)</p> <p>(4) 局舎種別がRT-BOXの場合 局ごと機械室建物投資額 ＝音声系RT-BOX数×RT-BOX単価</p>
機械室土地	<p>1 局舎種別の選定基準</p> <p>(1) 大規模局、無線併設局及び衛星通信併設局の局舎種別は複数階局とし、<u>無線単独局及び衛星通信単独局の局舎種別は平屋局とする。</u></p> <p>(2) その他の局(RT-BOXを除く。)の局舎種別は、<u>複数階局及び平屋局の場合についてそれぞれ算定した機械室建物及び機械室土地の資本コスト(減価償却費、利益対応税及び固定資産税の合計をいう。)及び保守コスト(施設保全費及び撤去費用の合計をいう。)の合計を比較し、より安価なものを選択する。</u></p> <p>[割る]</p>	機械室土地	<p>(1) RT-BOX以外の局の機械室土地の設備量の算定</p> <p>(1) 大規模局の局舎種別は、複数階局とする。大規模局以外の収容局の局舎種別は、<u>無線併設局及び衛星通信併設局の場合は複数階局、離島単独局の場合は平屋局とし、その他の場合は建物及び土地に係る年間コストを比較し、複数階局と平屋局のうちより低い方を選択する。</u></p> <p>(2) 局舎種別が複数階局の場合は、局ごとに、<u>機械室建物面積を当該局の容積率で除いたものを当該局の機械室土地面積とする。ただし、当該局の容積率の指定がない場合には、機械室建物面積を複数階局容積率で除いたものを当該局の機械室土地面積とする。</u></p> <p>(3) 局舎種別が平屋局の場合は、局ごとに、<u>機械室建物面積を平屋局容積率で除いたもの、駐車スペース等土地面積及び地上鉄塔土地面積(無線伝送装置を設置する場合に限る。)の合計を当該局の機械室土地面積とする。</u></p> <p>(4) (2)及び(3)で算定した機械室土地面積から駐車スペース面積のうちデータ系に係るもの(回線数比により算定するものとする。)及び駐車スペース以外の土地面積のうちデータ系に</p>

係るもの（機械室建物面積比により算定するものとする。）
を控除したものを当該局の音声系機械室土地面積とする。
【新設】

【新設】

- 2 RT-BOXの機械室土地の設備量の算定
局ごとに、RT-BOX土地面積を当該局の機械室土地面積
とし、駐車スペース面積のうちデータ系に係るもの（回線数比
により算定するものとする。）及び駐車スペース以外の土地面
積のうちデータ系に係るもの（機械室建物面積比により算定す
るものとする。）を控除したものを当該局の音声系機械室土
地面積とする。
- 3 投資額の算定
【同左】

局ごと機械室土地投資額
＝音声系機械室土地面積×（固定資産評価額÷土地単価

2 複数階局の機械室土地の設備量の算定

- 1 局ごとに、機械室建物面積を当該局の容積率で除したものを、当該局の機械室土地面積とする。ただし、当該局の容積率の指定がない場合には、機械室建物面積を複数階局容積率で除したものを当該局の機械室土地面積とする。
- 2 1の機械室土地面積から、データ系サービス及び光IP電話に係るもの（機械室建物の所要面積比により算定するものとする。）を控除したものを、当該局のマルチIP音声系機械室土地面積とする。
- 3 平屋局の機械室土地の設備量の算定
- 1 局ごとに、機械室建物面積を平屋局容積率で除したものを、駐車スペース等土地面積及び地上鉄塔土地面積（無線伝送装置を設置する場合に限る。）の合計を当該局の機械室土地面積とする。
- 2 1の機械室土地面積から、駐車スペース面積のうちデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（回線数比により算定するものとする。）及び駐車スペース以外の土地面積のうちデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（機械室建物の所要面積比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のマルチIP音声系機械室土地面積とする。
- 4 RT-BOXの機械室土地の設備量の算定
局ごとに、RT-BOX土地面積を当該局の機械室土地面積とし、駐車スペース面積のうちデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（回線数比により算定するものとする。）及び駐車スペース以外の土地面積のうちデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（機械室建物の所要面積比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のマルチIP音声系機械室土地面積とする。
- 5 投資額の算定
次の算定式により局ごと機械室土地投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、機械室土地投資額を算定する。この場合に使用する土地単価時点補正係数は、当該局が属する都道府県の値とする。
- ＝マルチIP音声系機械室土地面積×（固定資産評価額

		±土地単価時価補正係数) ×土地単価時点補正係数	
〔略〕			
監視設備 (収容局設備)	監視設備 (収容局設備) 投資額 = (音声収容ルータ投資額 + 共用収容ルータ投資額 + メタル回線収容装置投資額 + メタル回線回線共用L2SW投資額) + 消防警察トランク投資額 + 警察消防用回線集約装置投資額 ×監視設備 (収容局設備) 対投資額比率		
監視設備 (コア局設備)	監視設備 (コア局設備) 投資額 = (共用コアルータ投資額 + コア局用L2SW投資額 + CS投資額) ×監視設備 (コア局設備) 対投資額比率		
〔略〕			

附則別表第3 (附則第3条関係)

第1 固定資産明細表

正味固定資産額	定額法	〔略〕	メタル回線収容装置	メタル回線収容装置用L2SW	〔略〕	コア局用L2SW	〔略〕	中間中継伝送装置	CS	専門系ルータ	相互接続局用L2SW	SBC	ENUMサーバ	DNSサーバ	〔略〕	アナログ・デジタル回線共通部	〔略〕
---------	-----	-----	-----------	----------------	-----	----------	-----	----------	----	--------	------------	-----	---------	--------	-----	----------------	-----

		時価補正係数) ×土地単価時点補正係数	
〔同左〕			
監視設備 (収容局設備)	監視設備 (収容局設備) 投資額 = (音声収容ルータ投資額 + 共用収容ルータ投資額 + 音声収容装置投資額 + 音声収容装置用L2SW投資額 + 消防警察トランク投資額 + 警察消防用回線集約装置投資額) ×監視設備 (収容局設備) 対投資額比率		
監視設備 (コア局設備)	監視設備 (コア局設備) 投資額 = (共用コアルータ投資額 + コア局用L2SW投資額 + CS投資額 + MGW投資額 + MGC投資額 + XCM投資額 + SGW投資額) ×監視設備 (コア局設備) 対投資額比率		
〔同左〕			

附則別表第3 (附則第3条関係)

第1 固定資産明細表

正味固定資産額	定額法	〔同左〕	音声収容装置	音声収容装置用L2SW	CS	総合デジタル通信回線収容交換機	総合デジタル通信回線収容交換機用DB	〔同左〕	コア局用L2SW	MGC	MGC	〔同左〕	中間中継伝送装置	〔同左〕	アナログ・デジタル回線共通部	SGW	信号用中継交換機	〔同左〕
---------	-----	------	--------	-------------	----	-----------------	--------------------	------	----------	-----	-----	------	----------	------	----------------	-----	----------	------

公衆電話機		公衆電話機	
信号用中継交換機	SGW	公衆電話機端末	公衆電話機
	アナログ・デジタル回線共通部	アナログ・デジタル回線共通部	
	アナログ局内回線収容部	アナログ局内回線収容部	
	総合デジタル通信局内回線終端装置	総合デジタル通信局内回線終端装置	
	電線共同溝	電線共同溝	
	中継系と道	中継系と道	
	加入系と道	加入系と道	
	中継系共同溝	中継系共同溝	
	加入系共同溝	加入系共同溝	
	中継系中口径管路	中継系中口径管路	
	加入系中口径管路	加入系中口径管路	
	中継系管路	中継系管路	
	加入系管路	加入系管路	
	中継系電柱	中継系電柱	
	加入系電柱	加入系電柱	
	衛星通信設備	衛星通信設備	
	無線鉄塔	無線鉄塔	
	無線アンテナ	無線アンテナ	
	インタフェース交換装置	インタフェース交換装置	
	無線伝送装置	無線伝送装置	
	海底中間中継伝送装置	海底中間中継伝送装置	
	海底光ケーブル	海底光ケーブル	
	中継系光ケーブル	中継系光ケーブル	
	加入系光ケーブル	加入系光ケーブル	
	メタルケーブル	メタルケーブル	

伝送路数×専用線料金単価

【略】	
-----	--

第2 共通費等の配賦基準

区分	帰属対象設備	配賦基準
【略】		【略】
空調設備	音声収容ルータ、共用収容ルータ、 <u>メタル回線収容装置、メタル回線収容装置用L2SW</u> 、 <u>消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS</u> 、 <u>伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、閉門系ルータ、相互接続局用L2SW、SBC、ENUMサーバ</u> 及び オペレーション設備	
電力設備	音声収容ルータ、共用収容ルータ、 <u>メタル回線収容装置、メタル回線収容装置用L2SW</u> 、 <u>消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、CS</u> 、 <u>伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、閉門系ルータ、相互接続局用L2SW、SBC、ENUMサーバ</u> 及び DNSサーバ	
	蓄電池 音声収容ルータ、共用収容ルータ、 <u>メタル回線収容装置、メタル回線収容装置用L2SW</u> 、 <u>消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS</u> 、 <u>伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、閉門系ルータ、相互接続局用L2SW、SBC、ENUMサーバ</u> 、 <u>DNSサーバ</u> 及び オペレーション設備	
	交流無停電電源装置 <u>音声収容ルータ、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS</u> 、 <u>伝送装置、中間中継伝送装置、閉門系ルータ、SBC、ENUMサーバ</u> 、 <u>DNSサーバ</u> 及び オペレーション設備	

伝送路数×専用線料金単価

(2) 信号用中継交換機に係るもの
信号用中継交換機伝送路数×信号用中継交換機専用線料金単価

【同左】

第2 共通費等の配賦基準

区分	帰属対象設備	配賦基準
【同左】		【同左】
空調設備	音声収容ルータ、共用収容ルータ、 <u>音声収容装置、音声収容装置用L2SW</u> 、 <u>総合デジタル通信回線収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機用DB</u> 、 <u>消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、MGW、XCM、MGC</u> 、 <u>伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、信号用中継交換機、SGW</u> 及び オペレーション設備	
電力設備	音声収容ルータ、共用収容ルータ、 <u>音声収容装置、音声収容装置用L2SW</u> 、 <u>総合デジタル通信回線収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機用DB</u> 、 <u>消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、MGW、XCM、MGC</u> 、 <u>伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、信号用中継交換機、SGW</u> 及び オペレーション設備	
	蓄電池 音声収容ルータ、共用収容ルータ、 <u>音声収容装置、音声収容装置用L2SW</u> 、 <u>総合デジタル通信回線収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機用DB</u> 、 <u>消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、MGW、XCM、MGC</u> 、 <u>伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、信号用中継交換機、SGW</u> 及び オペレーション設備	
	交流無停電電源装置 <u>音声収容装置用L2SW</u> 、 <u>警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、MGC</u> 、 <u>伝送装置、中間中継伝送装置、信号用中継交換機、SGW</u> 及び オペレーション設備	

受電装置	音声収容ルータ、共用収容ルータ、 <u>メタル回線収容装置、メタル回線収容装置用L2SW</u> 、消防警察トランプ、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、 <u>インタフェース変換装置、衛星通信設備、閉門ルータ、相互接続局用L2SW、SBC、ENUMサーバ、DNSサーバ</u> 及び オペレーション設備
発電装置	音声収容ルータ、共用収容ルータ、 <u>メタル回線収容装置、メタル回線収容装置用L2SW</u> 、消防警察トランプ、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、 <u>インタフェース変換装置、衛星通信設備、閉門ルータ、相互接続局用L2SW、SBC、ENUMサーバ、DNSサーバ</u> 及び オペレーション設備
小規模局用電源装置	音声収容ルータ、共用収容ルータ、 <u>メタル回線収容装置、メタル回線収容装置用L2SW</u> 、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、 <u>インタフェース変換装置及び衛星通信設備</u>
小規模局用蓄電池	音声収容ルータ、共用収容ルータ、 <u>メタル回線収容装置、メタル回線収容装置用L2SW</u> 、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、 <u>インタフェース変換装置及び衛星通信設備</u>
可搬型発電機	音声収容ルータ、共用収容ルータ、 <u>メタル回線収容装置、メタル回線収容装置用L2SW</u> 、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、 <u>インタフェース変換装置及び衛星通信設備</u>
[略]	
機械室建物	主配線盤、光ケーブル成端架、音声収容ルータ、共用収容ルータ、 <u>メタル回線収容装置、メタル回線収容装置用L2SW</u> 、消防警察トランプ、警察消防用

受電装置	音声収容ルータ、共用収容ルータ、音声収容装置、 <u>音声収容装置用L2SW</u> 、総合デジタル通信回線収容交換機、 <u>総合デジタル通信回線収容交換機用DB</u> 、消防警察トランプ、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、MGW、XCM、MGC、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、 <u>インタフェース変換装置、衛星通信設備、信号用中継交換機、SGW</u> 及び オペレーション設備
発電装置	音声収容ルータ、共用収容ルータ、音声収容装置、 <u>音声収容装置用L2SW</u> 、総合デジタル通信回線収容交換機、 <u>総合デジタル通信回線収容交換機用DB</u> 、消防警察トランプ、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、MGW、XCM、MGC、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、 <u>インタフェース変換装置、衛星通信設備、信号用中継交換機、SGW</u> 及び オペレーション設備
小規模局用電源装置	音声収容ルータ、共用収容ルータ、音声収容装置、 <u>音声収容装置用L2SW</u> 、総合デジタル通信回線収容交換機、 <u>総合デジタル通信回線収容交換機用DB</u> 、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、 <u>インタフェース変換装置及び衛星通信設備</u>
小規模局用蓄電池	音声収容ルータ、共用収容ルータ、音声収容装置、 <u>音声収容装置用L2SW</u> 、総合デジタル通信回線収容交換機、 <u>総合デジタル通信回線収容交換機用DB</u> 、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、 <u>インタフェース変換装置及び衛星通信設備</u>
可搬型発電機	音声収容ルータ、共用収容ルータ、音声収容装置、 <u>音声収容装置用L2SW</u> 、総合デジタル通信回線収容交換機、 <u>総合デジタル通信回線収容交換機用DB</u> 、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、 <u>インタフェース変換装置及び衛星通信設備</u>
[同左]	
機械室建物	主配線盤、光ケーブル成端架、音声収容ルータ、共用収容ルータ、 <u>音声収容装置、音声収容装置用L2SW</u> 、総合デジタル通信回線収容交換機、 <u>総合デジタル通信回線収容交換機用DB</u> 、S W、総合デジタル通信回線収容交換機、 <u>総合デジ</u>

機械室土地	<p>回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、<u>閘門系ルータ</u>、相互接続局用L2SW、SBC、ENUMサーバ、DNSサーバ及びブオペレーション設備</p>
	<p>主配線盤、光ケーブル成端架、音声収容ルータ、共用収容ルータ、<u>メタル回線収容装置</u>、<u>メタル回線収容装置用L2SW</u>、<u>消防警察トランク</u>、<u>警察消防用回線集約装置</u>、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、無線鉄塔、インタフェース変換装置、衛星通信設備、<u>閘門系ルータ</u>、相互接続局用L2SW、SBC、ENUMサーバ、DNSサーバ及びブオペレーション設備</p>

機械室土地	<p>タル通信回線収容交換機用DB、<u>消防警察トランク</u>、<u>警察消防用回線集約装置</u>、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、MGW、XCM、MGC、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、無線鉄塔、インタフェース変換装置、衛星通信設備、<u>信号用中継交換機</u>、SGW及びブオペレーション設備</p>
	<p>主配線盤、光ケーブル成端架、音声収容ルータ、共用収容ルータ、音声収容装置、音声収容装置用L2SW、総合デジタル通信回線収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機用DB、<u>消防警察トランク</u>、<u>警察消防用回線集約装置</u>、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、MGW、XCM、MGC、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、無線鉄塔、インタフェース変換装置、衛星通信設備、<u>信号用中継交換機</u>、SGW及びブオペレーション設備</p>

注 資本コスト＝減価償却費＋自己資本費用＋他人資本費用＋利益対応税＋通信設備使用料＋固定資産税

保守コスト＝施設保全費＋道路占用料＋撤去費用

[新設]

附則別表第5（附則第3条関係）
第1 設備区分別費用明細表

設備区分直接の減価償却費	メタル回線収容装置	メタル回線収容装置用L2SW	「略」	コア局用L2SW	「略」	中間中継伝送装置	CS	閘門系ルータ	相互接続局用L2SW	SBC	ENUMサーバ	DNSサーバ	「略」	アナログ・デジタル回線共通部	「略」
--------------	-----------	----------------	-----	----------	-----	----------	----	--------	------------	-----	---------	--------	-----	----------------	-----

附則別表第5（附則第3条関係）
第1 設備区分別費用明細表

設備区分直接の減価償却費	「同左」	「同左」	「同左」	コア局用L2SW	MGW	MGC	「同左」	中間中継伝送装置	「同左」	「同左」	アナログ・デジタル回線共通部	SGW	「同左」	信号用中継交換機	「同左」
--------------	------	------	------	----------	-----	-----	------	----------	------	------	----------------	-----	------	----------	------

附 則

この省令は、公布の日から施行する。